古史傳

自第百六段
至第百十二段

廿一

歴史部
十函
第一六號
共二六冊

類 和書門
號 四二五一八
函 一三一
架 二二
冊 四〇

内閣文庫
類 和書
號 四二五一八
冊 四
一四〇函 一六架

内閣文庫		
番號	和	42518
冊數		40(24)
函號	140	185

国立公文書館 National Archives of Japan

古史傳二十一之卷

神代下一之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤

孫　延胤　續攷

天照大御神之命以而。豐葦原。千秋長五百秋之水穗國者。我御子正哉吾勝勝速日天忍穗

耳命之可レ知国也。言依賜而。天
降給矣。於是天忍穂耳命。於天
浮橋多多志而。臨睨之詔曰。彼
地者未平矣。伊多久佐夜藝而
在矣。伊那加夫斯。凶目杵国歟

詔之而。更還上而。請給天照大
御神矣。爾高皇産霊神。天照大
御神之命以而。於天安河之河
原。神集八百万神集而。於天思
兼神令思而。神議議曰。此葦原

中國者。我御子之可知國。言依所賜之國也。故於彼國。道速振荒振國神。如螢光神。邪神等多在而。磐根木株。草片葉猶能言語。夜者若火瓮而喧響之。晝者如狹蠅而沸騰之。先遣誰神而。將言趣其邪鬼也。詔矣。爾思兼神。及八百万神等皆議白之。天穗日命者傑神也。是可遣也。白矣。故遣天穗日命。則。乃媚附大

國主神而。至三年不復奏矣。故復遣其子武三熊出大人。亦云健三熊命。亦名大背飯三熊出大人。亦名稲背脛命。亦名天鳥船命。此神亦順其父出事而。返言不申矣。

豐葦原。葦原此事は既に上に出たり。第九十一段の傳見べし。此に豐てふ言の添たるは師說の如く。始て御子命に事依賜ふ詔なれば。祝てなり。豐は國へ係れる祝辭にて。葦に係れるには非ず。○千秋長五百秋。師云。なほ大殿祭祝詞に。万千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氐。とあるを照して思ふべし。長字ハ下に於けて。那賀伊富秋を訓べし。上に付て千秋長と訓たるはわろし。舊事紀に五百秋長と。今一ッ長字あるは。さかしらに添たるひがことなり。上も千秋之を之を添て調宜く讀べし。大嘗祭詞に。天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫命乃。大嘗聞食牟爲故爾。皇神等相宇豆乃比奉氐云々。千秋五百秋

爾平久安久聞食氏。豐明爾明坐牟。皇御孫命能云々とも有也。書紀には千五百秋とあり。さて神武天皇紀の始に見ゆる。神代の年數には也てハ。万千秋なども。何ぞよかりの事にも非ざるを。寿詞と為て給へるは如何と云ふ。凡て神代の事も。世々を經て語り傳ふるほどに。其語ハうつり來ぬる事なれど。此も命短き人の世とありての語を以て傳へしなり。譬へば。雅言に。八百万代なれぞ云を。今の俗言にて。千秋万歳と云ふ。ことまめ細に云へば。八百万年にくらぶれば。万歳はいくばくにも有ざれども。寿ぐ意は全同じきが如し。但し神武天皇紀の始に出せる。神代の此年數ハ。訛なるべきことゝ。予別に考へ記せる物あり。

○水穂国。師云。水は借字にて。みづ〳〵しきを云ふ。書紀に瑞字をかゝれたれど。其意にも非ず。迷ふこと勿れ。穂は稲穂なり。上に葦原云々と云ふに就て。葦の穂と勿思ひまがへそ。末に大御神の御言に。齋庭之穂とあるも然也。故古へより此一字を。伊那煩と訓來れるを。国号の水穂も。伊祢といひて。直に富をいはむ。此も然訓むべきなり。

さて水穂国と云號も。此齋庭之穂に由縁ある事なり。猶下に登由宇氣神の處に委く云べし。そも〳〵皇御国は。万の物も事も。異国々より優れる中にも。稲は殊に今に至るまで。万国に卓れて美きは。神代より深き所由あることぞ。今世諸人かゝる美き御国に生れて。かくめでたき稲穂を。朝暮に賜ばりながら。皇神の恩頼をぞ思ひ奉らで。よしなき他国の事をのみ思ひあがるゝは。いかにぞも。さて上に千秋長五百秋を云も。此水穂に係ゝて祝辭にて。秋と云ふも穂に係れる故なり。長く久しく。御子命此水穂を所聞食べき国ぞと云ふ意以て名けたる国號なるなと。彼大嘗祭祝詞に。此同祝辭を美麻命の大嘗聞食にこれを係て云るにても知るべし。また彼大殿祭詞にも云ひざまは替れど。万千秋云々は。なほ瑞穂へ係れり。○我御子之可知国也。此時しも

葦原ノ中国は。八千矛ノ神の大国主と治御坐る間なるに。大御神のかく詔ふことは。幽契ある事になむ有ける故。其はまづ。伊邪那岐ノ大神大御體の穢を禊竟給へる時に。大御神と須佐之男ノ命と生坐しかば此ノ二柱を。宇豆ノ御子と詔ひて。大御神には。高天ノ原を事依賜ひ須佐之男ノ神には。青海原潮之八百重を所知と言依し賜へり。青海原潮之八百重とは。此ノ国土全をいふ古言にて。即天ノ下を知看せと詔ふ御依なるを。此事ハ。第廿九段の傳に委く註へり。須佐之男ノ命は。御母の坐る豫美ノ国へ往坐さでは。得有らぬ幽契ありて。御父ノ大神に白して御許を蒙り。彼ノ国へ往坐る事と成りぬるが。

此事は。第三十段の傳に委く註へり。姉命天照大御神に。御暇請し給はむとして。高天ノ原に參昇坐して。大御神と御誓の間に。御子生給ひ。後に御荒び有ける頃までは。荒御魂のみ進みて。御父大神の。天ノ下治看せとふ御詔畏しとも所思看さぬ状なるを。第二十二段より。第四十三段までの趣を見て知べし。千座置戸の祓を負ひ。祓竟給へる後は。其ノ驗に依て。和御魂の幸ひて。稍々に伊邪那岐ノ大神の。青海原潮之八百重を治看せと詔へる。御言を畏み所思看せる御有趣にて。高天ノ原を逐はれて。再度參上り給へる時に。吾が清心を以て生る兒等は。姉ノ命に奉ると白給ひ。天ノ忍穗耳ノ命。天ノ穗日ノ命。天津日子根ノ命などを詔へり。天照大御

神。かの三柱女神を須佐之男命に授ひて。多紀理毘賣命。狹依毘賣命。多岐都比賣命を申せり。汝三神は。道中に降りて。皇美麻命を助奉れことを詔へるは。後に皇美麻命を天降給はむの御心ありて。此事第六十三段。第六十四段を見て知べし。詔牙る御言なることを。彼段に註る如くなれば。彼時にや。二柱議給ひて。御父伊邪那岐大神の御事依を果さむと定給へりけむ。猶言はゞ須佐之男大神。天壁立極巡り坐して還渡坐し。韓国島は金銀あり。吾御子の治看す国に浮宝有らずは佳らじ。と詔へるは。後に韓を征せ奉り給はむの御心なる事。第六十六段の傳に云へる如くなるを。仲哀天皇の御世に。大御神の御誨坐て。征しめ給へる事は。既く二柱神の御誓の中に生坐る御子の。此御国を治看すあくとに定れる状なること。まさ須佐之男大神の。大国主神云々して。顕国玉神と為れと詔へるは。後に顕国を去し来て。皇美麻命に譲奉しめ給はむの御心なる

ことと。第八十六段に云へるをも思ふべし。故是を以て大御神の。今かく詔牙るなるべし。さて日神の和きは天日の御国に。月神の荒きは。遂に月夜見国に帰給へる。其和き神と荒神との御誓の中に生坐る御子の。此天下を永く所知看すことと。又深き所以あるべき事にこそ。抑神代の初より。如此る幽契ありて。所知看し来る天皇の。天日嗣にし坐ませば。天地の共堅石常石に。動き坐さず移ひ坐さぬも道理なりけり。師説と甚く異なり。合せ考ふべし。○言依賜而の賜は。只崇辭なり。国を賜とには非ず。さて此に忍穂耳命を高御座に即け給へる事を云すきに。無きは脱さるなり。第百三十三段。迩々藝命の処見合すべし。○天降。師云。古〻は阿麻久陀志ことを訓すし。天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり。久陀

志は今降なり。○天浮橋は。また天磐船とも云て。天と地との間を。神等の通給ふ時に。乗給ふ物なり。委くは第百卅七段の傳に註つを見べし。○多々志而は。浮橋に乗て發せ給ふ由なり。此事も第百三十七段に註ふ。ぱし。○臨睨は。舊く富是理と訓るに依きも。或説に強り視るを云といふ也。今俗に人の隱事などを探露はし残富是流と云は是なるべし。○未平は。伊麻陀志豆麻良受と訓べし。○伊多久は。師云痛なり。万葉に多く此字を書り。まゝ甚字疾字などをも書り。七巻には大とも有り。また伊多とのみも云り。允恭天皇巻。軽太子の御歌に。伊多那加婆とあるは是なり。痛泣者なり。にて万葉に。伊刀と云も。痛字甚字を書て同意なり。但し語のつゞきに依て。伊多久と云べき処と。伊刀と云べき処とは異あるを。今の人は其別を知らず。漫に通はし云ふ故に。其文いと拙きこと多し。○佐夜藝而は。在矣(カリケリ)而矣は。もと氐祁理とありしを改めるなり。師云。神武天皇巻にも此言ある也。また同巻伊須氣余理比賣命の御歌に。加是布加牟登曽許能波佐夜牙流。万葉二に。小竹之葉者。三山毛清爾亂友。小竹の葉云々は。風といはゞ。風に吹るゝ音なり。また六ノ御山毛清落多藝都。共に清は借字にて。佐夜爾は。佐夜具良を云なり。古今集に甲斐が根をさやにも見しがなど云るは。さやかにもりて別意なり。古今集に小竹之葉のさやぐ霜夜を。顕昭注に。霜のさやかなる夜なりと云へるは誤なり。後の歌にも霜さやぐなど誤りによめる多し。此の佐夜藝は。下に道速振神多在とある是なり。物の音の喧しく騒しき事なり。

彼処に云べし。偖かく在矣と詔へるは。天浮橋なり。此国の状を聞ゆるを視そなはして。痛喧擾て在けるよなと。歎き給へる御辭なり。伊豆山縁起に。彼山は。天忍穂耳命の。始めて天降坐る地と傳ふること信ならバ。此時なるべき事。第九十二段の傳に云るを見給べし。◯伊那加夫斯は本に不須也。頗傾也と書て訓註り。此云伊儺歌弗志と有り。字はよくも當らぬ假字にかきぬ。伊那ハ否にて。今言ふ。伊夜と云ふに同じきこと既にいへり。第十九段の傳。伊那志許米使此下に見べし。加夫斯ハ。上の八千矛神此御歌に。宇那加夫斯となる加夫斯と同く傾ふて。御頭を傾けて。否と所思せる状なり。今世人も否と云りは。必頭を振傾くる事ある其を頭振といふ是なり。記傳に頗傾とは。国いまだ成堅まらずして。傾る處ありしを云なり。と解れぬき

ぞ信ずさし。◯凶目杵のことは。既に云へり。是も第十九段の傳を見べし。◯更に請へかれて見えし。◯高皇産霊神天照大御神之命以云く。師説に。凡てかゝる詔命を云ふ。此二柱神を如此く列ね擧たる處も有り。はた天照大御神を先に高皇産霊神を次に擧たる處もあめり。まゝ高皇産霊神をば略て。たゞ天照大御神のみを擧たる處もあるは。天照大御神は表にして。高皇産霊神ハ裏なるが如くなれバなり。然云故は。高皇産霊神は。高天原を所知食す君主にて坐まさば。故裏なるが如し。此神を次にも列ね。また略きもせるも。此故なり。天照大御神ぞ。伊邪那岐大神の詔命にとりて。始て高天原を所知食す君

主に坐して。故この大御神ぞ天皇の御祖にて御ましける。其天津日嗣を傳へて。御子命を天降奉り給はむと云ふ時は詔命なまさぞなり。故表なるが如し。此大御神を先にもあげまさ一柱のみを挙るも此故なり。然るを書紀本書にもなく高皇産霊神をのみ挙て。此大御神の詔に僞ざるもいさゝか心得ぬ傳なり。然も有ども高皇産霊神は。天地の初發の時より。高天原に成坐て。故此神を先にも列きり。世に所有る物も事も生成は。悉く此神の産霊の功徳なるが故に。今如此る詔命をも。相並びて詔ひ。然るをなぐ外家の羽翼とやうにのみ説なせるは。例の漢意を思ひて。吾皇神の道を知ざるものぞ。凡て書紀の諸註此神の御事を申せるは。皆麁略なり。皇美麻命の遠皇祖とも崇奉給ことと思へるも裏なるが如し。是まさ皇祖とはるも。外祖父に坐なれり。皇御麻命の皇祖を申すをもなく。

故とのみ思ふも。産霊の義を知ざるなり。万物も事も此産霊とり成生む。此神は皇美麻命の皇祖なるはこに非ず。凡て万姓万物万事の御祖に坐まさなり。天照大御神をも然らば。なく皇美麻命の顕皇祖に坐れり。此けぢめをよく辨へ。書紀の諸註に。右の意を得さるもの。一も無き奉るべし。只ひさすらに漢意にも言れなくに就て。猶は如何ぞめのみ迷へる故なり。委く考ふに。皇美麻命御天降の事は起る。右に云如く天照大御神と須佐之男大神と御議坐て。早く定賜へる事なし有を。此に始て。天照大御神の御心と詔ひ出て。此後は専と高皇産霊神の執行給ひて。調ふる事になむ有けり。然るを神代紀正書に。初に天照大御神之命以と云ことなく。始終となりて。高皇産霊神御外祖父に坐すとをりて。特に瓊々杵尊を愛して。葦原中国の主にませむと所思食し立なく趣なるは。誤れる傳なり。そは此御天降の

まと。始大御神の詔命ならばに得有まじき幽契ある事
なるをや。まと第一ノ一書に。初よ天照大神勅天稚彦曰云
云とを有て。高皇産靈神ハ一所もれし。此も非傳なり。凡て
此御天降れ事に。天照大御神の御命をとり起して。高皇産
靈神の事執給へる趣なる。
古事記れ旨ぞ正ろ己ろ流。其に次くよ此事議おち給ふ
時に。二柱並びて御坐おくも。科おけ計ひ給ふなとは高
皇産靈神ふ坐ことを明ふ見えた己。猶下ふ註を見ばし。◯
神集く而。師云。上よも此同語有し。其處の集は。都度比と
訓己。此ハ都度幣と訓べし。大命以令集な己。都度幣ハ。都度波世の。波世を切て幣と云なり。上よ有し集に自集なり。故都度比と訓おき。万葉二ふ久堅之天河原
爾八百万千万神之神集く座而神分く之時爾。此集を。岡部翁れ都麻理と訓ましは誤なり。古事記よ都度比と訓注あるをや。大祓詞ふ高天原爾神留坐。

皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百万神等乎。神集く賜比。
神議く賜氏などあ己。今云。神留の古とに。第九十九段。鎮座れ下よ註へり。神漏岐神漏美に。
もとに。高皇産靈神皇産靈神の御事を申せども。此は天
照大御神高皇産靈神を申せり。此事に第一段の傳よ委
く註へり。ちて師說よ上ろ皇親と置る。皇は天皇を申に
凡て須賣良賀云くと云ことを。宣命なぞよ例多し。親にむ
おましたを云。天照大御神。高皇産靈神共ふ。皇美麻命の
御祖よ坐せむ。親しき由なり。ちて此を世よ。皇親とおら
祢て讀慣へるは宜ろらば。皇を離して。親神漏岐をおぐ
け讀べし。彼孝德天皇紀よ。我親神祖と詔ひ。出雲神賀よ
も。親神魯伎と云るなや。まさ此親ハ。
次なる神漏美へもかゝる詞なり。◎令思而神議く曰。
去は先思に去況て。後よ議曰と云ごとを聞ゆれど。然ふ
む非ず思はし米むが爲ふ集ひ給ひて議給ふな己。本よ に。令
思而詔とあるを。上よ大祓
詞よ依て。神議く曰と去おき。ちて神議くとは。甚切ふ議賜

にを云ことなる由は既に云へり。第四十四段、神集ゝの処に云るを見べし。◯此葦原中国。こは高天原にして詔ふなれど。彼と有べきを此とあるは。師ハ古への一の格なり。中昔の源氏物語などにも。必彼と云べきを。此と云ること甚多かりと云れたれど。天地初發の時に。天神の御言に。是漂在国と詔へる處に云る如く。高天原の御門推張り視そなはして。此と指詔へる御言なり。其は此時なほいまだ天地の間の。然しも遠くは離ぢめしかばなり。なほ第五段の傳に云るを見べし。偖下に彼国と書るは。神代紀に。彼地とあるに依れり。◯我御子之可知国言依所賜之国也。この御言を熟思ふべし。二柱相竝ばして。天安河原に御坐し。八百万神を集し

見給へるは。二柱の大詔命なることは著けれど。此御言は。前の大御神の御詔を承て詔へる。高皇産霊神の御言なることを。論なきをや。天神本紀に。高皇産霊尊。召集八百万神於天八湍河之河原。而問思兼神以天照大神詔曰。此葦原中国者。我御子可知之国。詔賜之国也とあるは。もとく此旨を得さる書状なり。凡て此御天降の件は。かく見もて行ならむには。二柱神の御名を竝擧さるも。其御擧御詔ともに。二方に別ること最明に知られねは。◯道速振は。万葉二十に。知波夜夫流神乎許登年氣とあるに依て訓べし。師云。知てふ言に。道字を借て書るは。道はもと知なるを。美知といふは。御道と云ことなり。冠辭考に。これ伊知波夜夫流神てふ語なる字。伊字略きて云るにて。祟はしく荒き神と

云意なり。古事記に、道速振荒振國神とある同じ事を、神代紀に残賊強暴横悪之神とも書ける字、相對へて知べし。古事記に道速振と書るは借字。神代紀に残賊強暴とかけるは、義を以て書るなり。さて伊知波夜の伊知は、伊都と音通ひ。強き勢をいふが故に。日本紀に。伊都に稜威の字を書り。今云、倭姫命世紀に、伊豆速云々とあり。さて師は、伊豆は清く明き義、伊都は猛き義と、二つに解れたれど然らず。其由ハ第十五段に既に云へりき。波夜は俗に。氣の速き氣の甚などと善れど云郎ちまさになり。依て心膽の疾むげなく祟はしきを。知波夜夫流と云こと灼し。且ぞ此夫流は辭にて。神佐備神さぶる。宮び宮ぶなり。夷び夷夫利などの夫利に同じく。其有状を云なりとあり。此は冠辭考の説の要ある処を摘て記せり。委くは彼考に就て見るべし。○荒振は打聞えとなま〜

なり。後拾遺集神祇部に、藤原長能、今ぞとりてあらぶる心ましはしばになよ花の都に社さだめけり。是は紫野今宮を始めて祝ける時に詠る歌なり。○國神とは。高天原にして詔ふ故に。別て如是詔ふなり。○如螢光神云々。釋紀に。威光如螢火也と云るが如く。正しく善神等は御光いみじく善に比ぶて。邪神の光は卑しきを云なり。和名抄に。兼名苑云、螢亦作蠑同。腹下盛光。腐草成之。和名保太流となり。字鏡にも。蠑、螢、保太留と見えたり。扶木集に葦原や螢かゞやく神までも。飛散るばかり祓ひ棄つなり。○多在而は。佐波爾阿理氐と訓べし。○磐根は。師云。たゞ磐にて。根は添たる言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵を杵根。矛を矛根。嶋を嶋根と云類なり。祝詞考に。岩の高く顯れたるを岩

（木といひ、浚く土にあるを岩根とも云、とも言ふところなし。）○木株は紀禰多知と訓むべし。（前に許陀知と訓しところの名き、）其は師云。大殿祭祝詞に。木根乃立知と伝る乃は。決て行なり。（乃といふ辞有てハ、譏もいと悪きうたに。乃と云べき詞に非ず。）さて他の祝詞にはみな木立とあれども。許陀知と訓ては叶はねば。是は常云ふ木立の事には非ず。祝詞考の説の如く杠なり。（今云、字鏡に、杠ハ支利久比とあり。）然れば根字あるに依て訓べきなり。木株と伝るも其意なり。（株は字書に、木根也と註せり。）然らばなど樹立木立れを書るはいのふと云にかの岩根屋根などの例の如くなど木の事をも。根を添て木根とも云故なり。されば木立なを書るは。木の一字我き添に用ひて書添りて。屋の一字をも屋根。羽の一字をも波禰と訓む如し。（ちて意は木根立にて、是は根に意あるなり。）偖など木を木根と云るは。古今集神楽採物の歌に。霜やとびれけど枯せぬ榊葉の。なち栄もほき神の木根ぐもを云るなり。（然るを後に是を伝しく、）

心得て、と見る歌ありて、人になる硯巫のこを心得さるく。はいみじき非ることなり。榊の歌に、硯巫を詠べき由なく。まさ硯巫を立栄もをは云べき物ぞは、万葉一に、岡の草根をいざむびて、十四に久佐祢可利曽氣こまらも。むまぶと云茆といりきぞ、など草を草根とよ見る。なり、木を木根を云ことも、準りて思ひ定むべし。○草

片葉は久佐乃加伎波を訓べし。（書紀には艸葉とあれど、大祓詞には草之垣葉、龍田風神祭祝詞には、草片葉とあり。今は風神祭祝詞にとれり。）師云。草は大の三葉五葉ながられど並びて生添物なるに。其を闕取て。など いち

ちりは一葉までもと云はるべし。書紀にも。さて草葉と有まどめ。其は例の漢文ざまに約めて書れたる故なり。此草を加夜と訓むハ非なり。加夜とは屋根をふく草をこそ云へ。◯猶能言語は用久許登登布賀碁登と訓べし。万葉四に。事不問木尚云々。五に許等々波奴樹爾波安里等母などあり。なほいと多くあり。神寿後釈まさ山蔭などを見て知べし。事問は物言を云に同じ。凡て言を問と云へる例は不他にも有り。問放るれど云は是なり。委くは垂仁天皇巻に註せる師説を見るべし。さて此は。道速振荒振神蛍火光く邪神の態として事問はぬ岩根木株草片葉をさら。能言語ふやうに率らしと云由なり。下に見えたる天穂日命の返事に

は。青水沫も事問ふ由見えたり。◯若火瓮而は。火瓮は本に標火と書て。此云褒倍とあるを。師説に従ひ。神寿詞によりて改めつ。其は富倍能母許呂邇と訓べし。師云火瓮は字の如く。瓮の内に焼く火なり。若を母許呂と訓る旧訓に従へり。万葉にも。麻都能気乃奈美多流美禮婆伊波比等乃。和例乎美於久流等多々理也母己呂などあり。凡て如若などの字。意の言。御国に三つあり。一は那須。二は碁登久。三は母許呂なり。那須は。師説の如く似なる如く。碁登久は。事を活りしさる言なるべく。母許呂の母は。加ふさる言にて。比なるべし。共に同じ意でへれり。◯喧響也は。曽乎於登那比と訓べし。本に喧響此云淤等娜比とあり。也ぞは。岩根木株草片葉をいふ。彼邪神等の。其に託て喧響立るさしなり。◯狹蠅ハ既に出たり。第四十三段の傳見

るはし。㊁沸騰はも曾袁和伎阿具と訓よし。本ノハ三字よて。ワキアガルと訓來れり。むをは。此も岩根木株草片葉を云。沸騰るも邪神の託てなす態なるよと。右に同じ。上よ天忍穂耳命の御言に佐夜藝而在矣と詔はせるも。如此の状を見それはしてなり。抑此時葦原中国は。尚かく荒振神多くして未平るは。何故ぞと云にかの須佐之男命の御荒びの時に。始めて荒發し神等の謂ゆる狹蠅の沸が如く。追へど撥へど又集ては荒ぶるまで。第四十三段。万物は妖の下。第九十六段。邪鬼の下みるべし。其本は伊邪那岐大神の。豫母都国の穢惡に觸給へるの。御服物に成れるの。水陸の邪神等の心よ那も有ける。第二十三段。此神たちの成まる処よ註る事どもを。合考ふべし。故陸なるは。岩根木

株草片葉をも喧がし。水なるは青水沫をも喧しぬ。是を以て。建御雷神の。此邪神を攘平巡行為給ふ時よ。岐神を嚮導として。巡行給へり。其は岐神は。豫母都国より起來るの妖鬼を。追放る有功神なればなり。岐神の功は。第二十二段の傳よて知べく。まさ此神を嚮導として。建御雷神の邪神を撥平給へる事は。第百二十三段。第百二十六段の傳を見て知べし。○將言趣ハ。師云。許登年氣麻斯と訓べし。記中に多紀言に言向をもかけり。万葉二十よ。知波夜夫流神乎許等年氣とあり。言意は許登は事にて。事依事避などの事を同じ。年氣は年加世にて。加世は氣と切る。背ける者を此方へ令向意の言なり。背向は此裏にて。彼方へ向なり。平字を書て年氣とのみ

ぬ云り。此方ま向む。即歸服れり。〇傑神也む。本ま神之傑也とあり。今
む師の訓ま依て文を成せり。須具禮多留神那理と訓べし。〇遺一則む。
師云。都加波志都禮婆と訓べし。可遺を延佳ゞ。都加波志賜倍志と訓み。此を岡部
翁む。都加波志賜閉婆を訓まある。皆非ゑり。凡て遺志の
下ヌ賜といふ崇辭を添る例ゑし。こむ四五百年前までの
は人皆よく知まりし事と見えて。諸の文詞ま誤れるむ
一ッも無をや。まさ都加波志を云べき処を。都加波佐禮ると
云ぬ。近世人の非ゑり。古へあるこﾞとれし。都加波志む遣人ヲ
う乎をり云ひ。都加波佐禮む。被遣ニよて。行人れ上をり云言
ゑきむ別ゑり。凡てかゝる言おりひの格を。今ハ〇媚附
知れる人れし。文うのゝむ人よく意得べき物ぞ。
む。許毘都伎と訓べし。媚字。常まめ許夫と訓み。字鏡まも。
嫵媚也古夫と見え。靈異記ふも。媚コビとあり。詩經大雅からぶみ
よ無為ニ夸毘ヲ。注よ。夸毘屈己卑身而附人也と云ひ。張衡南
都賦ふ。蠱媚と云こともあり。はさ狐媚と云こととも見え

さまむ。許毘を云む。本こまらの字音りとも云べれまど
も。右何まも遠き字まて。聞ゑまぬ事ゑまむ。其を取て此
方の言ふ用ふべきふ非ゑ。許毘む猶古言ゑるべし。今俗
言ま物り垢ゑどのゑみ著て去がときを。許毘著と云も
是ふや。〇今云媚む心振よて。毘む夫理の切れ体言ゑる
こと。既ま第六十段れ傳ふ註るが如し。斯てそれ許ま疑
れ意あること
云も更ゑり。〇至三年む。師云美登世爾那留麻傳と訓
ぽし。年を常まは登志と云を。其數を云ゝは。凡て三登世
八登世れど。登世をいふ。万葉五ゝ伊都等世ゑどあり登
世は年經ゑり。志幣む世と切れり。穀字一度取收るを。一年經を云。
二度取收むる戒二年經とむ云れり。故登世とは。其經數のときま限りて云
て。ゑどまむ登志と云り。ちて登志と云む。本穀を取收る
を云こゝを八。第七十四段。大年神れ下の傳ふ云へり。
〇不復奏矣は。師云加幣理言とは。使人れ還て申言と云

意にて。加幣理は。其使に係る言なり。然るを今京となりて後。答歌を返しと云故に。加幣理言をも。彼方の答言の意と思ふは違へり。漢文に復命と云ふ復は。かの返しと云に當れり。加幣理言の加幣理に當らぬにて中昔の物語文などに。加幣理言を多く加幣理とのみ云ひ。また御加幣理を。御を添て云るれどは違へる事なれど。是らは後に轉りて。加幣志を加幣理と一つになれるなり。万葉十九に。平安早渡來而還事奏日爾云々とあるぞなり。〇武三熊之大人。亦云健三熊命。此は即天穗日命の御子。天夷鳥命なる此と及此の二柱の名義も既に註り。第三十八段の傳見べし。〇大背飯三熊之大人。亦名稻背脛命。亦名天鳥船命。師說に。大背飯三熊之大人をば神は。天夷鳥命と同神と聞ゆるに。今云祝詞考にも。固より同神と定られたり。さて以熊野諸手船載稻背脛とある熊野と。

大背飯と稻背脛と。よく似たり。波岐は比と切まる。然れば本は一ッ神にて。天夷鳥命なりけむを。傳々にて様々に轉しなるべしと有り。猶この大背飯。稻背脛。鳥船。三ノ名の義は。第百十六段の末に註ふを見るべし。〇順其父の事而云々とは。御父天穗日命の。大国主神に媚附て。彼神の御心を取給ふ事に順ひ。共々に祐て。其事を謀れる故なり。此も返言申けるなり。然れども御父子ともに。天神に忠誠ならずて然るに非ず。深き思兼をめぐらして。大国主神を和し靜め。大八島国の現事顯事を皇美麻命に。事なく避奉らしめ奉り給はむとにぞ有ける。そは下第百十四段に。出雲国造が。神寿詞に依て文を成し。其処に委く註せるを見て知辨ふべし。

於是高皇産靈神。更會諸神等
而問曰。所遣葦原中國天穗日
命。久不復奏。亦使何神則吉。爾
諸神僉白。天津國玉神出子。天
稚日子者壯士也。宜遣出白矣。

故於是。以天出加久弓。天出加
久矢。亦云天麻加古弓。天麻加古矢。賜天稚日
子而遣出。爾天稚日子亦不忠
誠。降到其國而。卽娶大國主神
出女。下照比賣亦名稚國玉神。因留住

而。云吾欲駇此国而。至八年不

復奏矣。

更會諸神等而問曰。古事記に。天照大御神の御名も出たるを。今は書紀に。高皇産霊神の御名のみ出たるに依れる由は。前段に云る如く。此御擧は。大御神の御心にて起れる事にて有れど。高皇産霊神の専と執行給へればなり。○使何神則吉は。何神を遣志氐婆延祁牟と訓べし。氐婆は多良婆と云意の古言なり。師云吉ハ。天智天皇紀。童謡に。奈爾能都底擧騰。多拖尼止曳雞武。とあるに依て。延祁牟とは訓り。古へ吉を延と云る例多し。雄略天皇巻の大御歌に。吉野をも美延斯怒とあり。なほ彼処に委く云ふべし。はた余祁牟と訓まむも悪からず。只同じことなり。余祁牟ハ。余加良牟と云に同くて。有なむ行けむなど。常に云けむとは異なり。古へ此格いと多かり。今京にありてもはゞ〳〵あり。御肴に何よけむ。また涙の瀧と何れ高けむなどあるたぐひなり。○諸神僉白古事記に。此の諸神の中に。思金神あれど。今は書紀に。此神の無きに依れるなり。然るに天稚日子の忠ならぬを思ふに。思金神の思慮にも非じと所思ゆれば也。○天津国玉神。何神の御子と云ことを知らねども。師云名義いかなる所以とも難知なるぞ。

推て云はゞ、此神往昔葦原中国に降居て、国經營に功の事ありし故に、国魂と云ひ、天上の神にして国魂なる故に天津とも云ふにや。天之掌玉神也など云説は非なり。又ト部兼倶説に大己貴の一名なりと云るは、顯国玉と思ひまがへりしなり。凡て此人などの説は未しくて云に足ぬ事どもぞ。さて今此神の子を撰出さるも、昔父の彼国に功ありし縁あればぞ。国神等も殊によく懐きなむその意も有けむか。○天稚日子は、師云、阿米和加比古と訓來れり。名義異なるとあし。谷川氏云、此神のみは神とも命とも云る處一もなし。貶さるるなるべし、と云る信に然るべし。神名式に、出雲国出雲郡に天若日子神社二座あり。今云此二社は、出雲風土記に阿受枳社の同社と云があまた有るが、其中の二社なるべし。抄に見えたり。国史に貞観十三年二月十六日授近江国正六位上天若御子神従五位下とあるも此神にや。古今集序細注に、此神を阿米和加美古と云り。また狹衣物語に、大将を天より迎へに来し人を、阿米和加美古と云るも、本この天若日子の事をとりて、後世に天より降る人をバ凡て然称るにこそあらめ。○天之加久弓、天之加久矢、亦云天之麻加古弓、天之麻加古矢。此は書紀に天眞鹿兒弓、天眞鹿兒矢とあり。古事記には麻迦古と假字に書り。師説に鹿兒とは、和名抄にも鹿其子曰麑和名加呉とありて、鹿の子を云なれど、此はながら鹿のことをにして、其子を云には非ず。鹿をも鹿兒と云は、馬をも常に駒と云ひ、猪をも韋能古と云と同例なり。猪一名豕とあり。○今云兒ならぬ麋鹿をも鹿兒と云れる證は、應神天皇巻に見えたり。さて古へに

め。獵よ小獸まと鳥れどを射るよは。小き弓矢を用ひ。猪鹿ふど大ふる獸よは。弓も大ふして强きを用ひ。矢も長きを用ひけむ。故鹿兒弓鹿兒矢と云て。大弓矢の稱ふ也。鹿兒とは。只鹿の意ふてこそ。弓矢よも名けれ。若鹿の子の意ふらむよて。弓矢よ名くべき由ふし。書紀の註者さち。此処の考へ委からば。はさ香山の木を以て。さて加久造れる故の名ぞれど云るて。殊よ非言ふり。

弓加久矢の加久は。麻加古の加古ぞ同じ。今云。古事記ふ。天加久矢とかき。書紀よて。天鹿兒弓とあり。上ふる眞鹿兒て。麻迦古ぞあるふ依て訓み。为ゞ鹿兒弓とあるをて。加久矢よ效ひて。己が私よ加久弓と改めぬ。そて加久弓加久矢と。相對へ体名ふれバふり。古ぞ久ぞ通音ふ也。近江の郡名伊香て。和名抄よ伊加古。万葉十三了。伊香胡山とあるを。神名帳ふて。伊香具神社とあり。おきよ加古と加久ぞ通ふ例ふり。はさ金を万葉よ久加禰とみ。圍を古言よ加久美と云へ也。まゐ鹿兒の兒清べきをぞ此よ清音の久字を書るよて知べし。〇今云。是も然しも清濁ふ拘ゑるばからば。其て天香山命を。天香語山命。天迦久神を。天迦具神とも云れバ。加古とも加碁とめ加久とも加具とも云しふり。然まど本て清音ふることを云も更ふ也。

さて古事記ふ。此了ハ天之麻迦古弓天之波々矢とかき。下よ雉を射さ体處よて。天之波士弓天之加久矢ぞ云へ体を相照して考体ふ。眞鹿兒弓。加久弓。波士弓一ふして別物よ非ず。眞鹿兒矢加久矢波々矢一ふして別ふらば。鹿兒とて。鹿兒を射る由よて。弓矢共よ其用を云る名。波士は木名。波々て羽の狀了て。されらは其體を云ゟ体名れ也。今云。ふほ第百九段。波士弓波々矢とある処よ註ふを見べし。さて神武天皇紀ふ天皇饒速日命の天羽々矢を御覽しるかの天神の御子

なりと云ふことは僞ならざるを知食し。はた御自所御佩る天羽々矢を示賜ひしかば。長髄彦がいたく踧踏しなど於思ひて。かゝる器なども天上の朝廷は其制。此国は尋常のものハ遥に勝れて異なる状にぞ有けらし。○天稚日子亦云々と云へる亦は。天穂日命は。いまだ復奏けずる故に。彼神を忠誠ならずと思へるに對ひて。此神も亦忠誠ならずと云へるなり。○稚国玉神。師云下照比賣は。父神は御名は。大国魂に對ひて。稚国玉てふ名をしも負たるは。女神ならず父神を輔けて国經營に大なる功ぞ有れば。されば當時威勢も有けむ故に。今天若日子。此国を

得むと欲ふ心のら。此神をも娶きらし。○留住而留て天国に歸らば。其後々此国に居るを云ふ。住と云言は。其處に長く住居はるを云ふて。本より此事なるが。長くて在らずとも。只男は女の許に通ひて。供に寝ることをも住むを云ふなり。此処は何れにても有るべし。猶男の女は許にのよふ事を住と云へることとは。崇神天皇巻の傳に註べし。○欲取て。袁佐米年登欲布とも。志良年登欲布とも訓べし。袁佐年流は長をなり活れる語なるべし。まさ機の筬も同言なるべし。○至八年て。必しも八の數に拘はらず。大凡に。八年などもいふ意なり。上に至三年もあまた同じ。

是時高皇産靈神。怪其久不來報。而亦問諸神等曰。天稚日子久不復奏。又遣曷神。而當令問其淹留由問給矣。於是諸神等。及思兼神答白。可遣雉名鳴女焉白出時。詔出。汝行而。問天稚日子狀者。汝使葦原中国由者。言趣和其国出荒振神等也。何至八年。不復奏焉。宜問詔出而。乃遣名鳴雄雉則。此雉飛降

而。見粟田豆田。畱而不返。故復遣名鳴雌雉而令伺之。此於今諺云雉頓使之縁也。

曷神字書に曷猶何也と見ゆ。○淹留は。師云比佐志久登麻流と訓べし。字書に淹久留也と見ゆ。淹は比佐尓とも訓べし。古言なり。さて上に。天稚日子久不復奏とありては此に如是ありて同語の重なりて煩しく聞ゆれど。古文には如此

る類多し。漢の文にも。古ヿハかゝる事多し。後世の文ならば問其所由とぞ云はまし。○雉名鳴女。師云雉ハ伎藝志と訓べし。雉之と之を添て讀むはひが言なり。上に八千矛神の御歌に見ゆ。名鳴女をむ。先伎藝志と云名は。其鳴聲を以て負る物なまで。凡て鳥虫獸などに其鳴聲を以て名とせる例多し。已が名を残呼て鳴意にて。名鳴女とは云なり。書紀に無名とかけるは借字なり。かくて此は。雉とのみ云ても事足れるを又かく名鳴女としも云るは。御使に遣はさるゝ故に人知らぬ名を擧たる物なり。如此なるなど多かるが。古傳の意でさかしき。後世のなまさかしき心より。如此女と云は凡て雌雄云を。淺むかふ思ふ人も有りなむか。にかゝはらず。負鳥なぞの名をば。某女とも云ぞ古への常なれ

る。此雉の事を口決あり。神所変乎と云るハこともなし。書紀に。無名雉とあるに就て。天書に。天之後園神也。為人清潔云々。報命不得。又無功名。故曰無名雉と云ひ。或説に。一人は微賤士を遣せるを無名雉と云ひ。或は無名とは。其人の姓名を匿せるを云なりなど云説どもは。凡て後世の賢しき漢意より云るなればゞ。取るに足らず。あらず
なり。
案の雉にて此度の御使にかく雉鳥をしも撰びて遣はせしは。如何なる所以ありて測難けれども。漢籍どもゝ見るに。雉は。物聞ことを聴く。又とく耿介を守る鳥なるよし云へれぞちる由にぞ有けむかし。礼記月令に。季冬之月云々。雉雊。注に。謂陽動則雉鳴而句其頸也。前漢書五行志に。雉者聴察。先聞雷声。故月令以紀気。また礼記に。士相見之贄。各執雉。注に。取其守介不失節。などと云へり。○詔之此上に召雉なぞ〻云言は有べきに無きは言を塞けるなり。○海行而の海は雉をちれ。○海使は海は天若日子なり。○言趣和師云。和は夜波世と訓べし。記中に多く有て。和平とも平和とも見ゆ。万葉二に。千磐破人乎和為跡。今本に。此和為を。那碁志と訓るはわろし。また二十に。知波夜夫流神乎許等牟気。麻都呂倍奴比等乎母夜波志。大殿祭祝詞に。言直志和志。古語云。夜波志。坐氏云々。倭姫命世記に。夜波志々都米れど見えたり。○名鳴雄雉名鳴雌雉。前に雉名鳴女とあるは。総名なり。此は雌雄を別云へる故に。名鳴を上に付たるなり。○粟田豆田は字の如し。田を布と訓る意は。麻生蓬生などの生なるべし。旧事紀に。雉の外に鳩をも遣はす由云るは。豆田はおきての添言なるべし。○今伺之前に遣せる雄雉が返ざる由と。

かねて天若日子が有狀を伺ひ視し給ふなれり。○諺は。師云許刀和邪と訓り。抑此許刀和邪てふこは。事態と言同くて混れれば別なり。許刀は言和邪は童謠俳優禍なとどれ和邪と同くて。今世にも神また死人靈なぞの祟るを。物の和邪と云是なり其は常には爲ず。祟て凶き事よれみ云なれば。本は凶にも吉にもまた依言なり。斯て何事にまれ。人の口を假て。神の歌はせ給ふを和邪歌と云。言せ爲まふを言和邪とは云なり。禍も。神の爲さまふ意を以て云ふ。俳優も神懸よおきて云称なり。石屋戸段よ。神懸れ態を爲て。大御神を招奉りしを云り。彼段を考へ合せて知るべし。如此まで言和邪は本ハ神の心にて世人に言せて。吉凶こ

とを示喩さまふを云しが轉りては。爲ず何となく世間に偏く言ならはし爲依言をも云なり。諺ノ字は。轉れる方に當りて。本の意には當らず。○頓使。頓は。比多と訓こそは。神代紀に。頓丘此云毘陀烏と云る此正き據なり。○また垂仁天皇ノ紀よ。不期死生頓得争か。また履中天皇ノ紀よ。自是後頓絶以。不黠飼部などもあり。抑比多てふ言は。此餘も比多須良云くは。比多毛能云くはなど。今世にも云て。純一むきよ爲事と頻りて爲事とよ云ぬり。万葉に。直土。直佐麻などあるも。純一と土のみ。麻のみなるを云へり。比多を云く麻れど云は。頻に物を依由りて。比多使をは。今も偽く言ふ語なり。然まで此れ頓使は。前に遣しさる雄雉が返らざる故り。ぬさ比多と雌雉を遣し

なれを云なり。師説と甚く異なり。記傳と合考ふべし。口決に頓使者急使也と云ひ。纂疏に卒然差使之使也と云へるなどは。唯に頓字の義をのみ思ひとる物にて。比多てふ言に當らず。非なり。さて比多てふ言に頓字を當たるは。師云如何なる由にか。字書どもを考ふるに此字には。比多を訓べき義は見えず。然ども神代紀の頓丘はさる物にて。巻々に必ひなぶると云ほき處に此字を用ひたるを思ふに。いかにも據あるべく見えたれど。此はなほよく考ぬべし。純字にも音にてれど。若は此と通に例あれども。純は比多にあされり。万葉十二に。純裏衣と云ふり。これら比多とも訓むべし。

故其雉自天飛降而。居天稚日子門出湯津杜木之杪而。委曲如天神之詔命告矣。爾天佐具賣聞此鳥之言而。語天稚日子言。此鳥者。鳴音甚惡也。故可射殺云進。則。即天稚日子。持天神

㞢所賜天㞢波士弓。天㞢波波矢而。射殺其雉焉。爾其矢。自雉胷通而。逆被射上而。到高皇產靈神㞢座前矣。時高皇產靈神。取其矢而見行者。血著其羽也。

爾高皇產靈神。此矢者昔所賜天稚日子㞢矢也。今何爲而來歟。矢羽血染者。蓋與囯神相戰而然歟。詔而。示諸神等而。呪㞢曰。或天稚日子不誤命。爲射惡

神出矢至則。不中天稚日子。有邪心則。天稚日子於此矢麻賀禮也云而。取其矢而。自其矢穴衝返出則。中天稚日子寢胡牀高胷坂而。立處身死矣。此者天稚日子。爲新嘗而休臥出時也。此世人所謂。返矢可畏出縁也。

門は此國に淹留て住居家の事也。此家は何國なりけむ知りがたし。出雲國にもやあらむ。○湯津杜木師に云湯津は五百箇にて此は枝の繁れを云。今云湯津の五百箇なる由は、第十八段、湯津爪櫛の處に委く註へるを見よ。五百津眞賢木百枝槻百枝杜樹五百枝賢木などある

類なり。万葉三に五百枝刺繁生有都賀乃樹乃。れを詠る
をも思ふべし。また湯小竹などある湯も。同く五百にて。繁きをいへり。凡て湯津を清潔の意とし
るは非なり。杜木は書紀に此云可豆羅とあり。また杜樹を作る処もあり。
古事記に湯津楓とも湯津香木をも書て。訓香木云加都
良と見ゆ。字鏡に。楢は加豆良とあるは。香木を一つにまとめし字なり。また和名抄に楓和
名乎加豆良桂和名女加豆良とあり。常には加都良にて。桂字をのみ用ひて。
楓字は。後世に加閉手に用ふ。さまで楓は加閉手には非ず。また楓は爾雅註に似白楊
葉圓岐有脂而香今之香楓是也と云ひ。他の漢籍どもに。
よく紅葉する物と云り。貝原氏説に楓は其葉信に白楊
に似て兩々相對ぶ賀茂祭に用るかつら是なり筑紫に

てもかつらぎと云。其葉かえでより大にて。花はちゝげ
の花の如くにて。三四月に開く形状は。かつらの書に云る
楓に似たれども。紅葉せば香も無しとあり。今考るに。賀茂祭に葵と
共に用ふる加都良は。信に香もなく紅葉せば。漢の楓には當らず。次に桂は。今昔物語に。天
暦の御時。もろこしより参來りし。長秀と云僧ありけり。
五條西洞院なる處に。桂宮と申すは。其門前に。大なる桂
木ありける故になむ名けゝる。彼長秀も医師なりけ
るが。其木を見て。桂心は此国にも候ひけりとて。其枝を
伐取せ。桂心を取て薬につくりけるに漢のにも勝りけ
とあり。此加都良今も有て。全漢籍に云るに同じ。即肉桂と呼ぶ

なり。今も有とは。桂宮なるを云り。然れば古へより有し物は非ず。此御国にあるを云なり。にて。源氏物語などに。加都良と云へるも此属なり。但し漢籍にいふ桂は。御国にては稀なるにこそあれ。古書に加都良を云る趣は。何処にも〳〵。偏く有し物とぞ聞ゆる。故思ふに。今世に多夫と云木あり。何処にも多かる物にて。其状見分難きまで桂に似たり。処によりて。陀母とも陀麻とも。藪肉桂とも云ふ。貝原氏云。葉は桂に似て。香にくなし。冬赤実なる一種は。くにさぶと云ふ。葉白さぶの如くにて。殊にとく桂に似たり。此葉も桂。葉と同じく。本より分まさる縦理三條あり。実は冬熟して黒し。香も桂にや〳〵似て。味も辛し。右二種ともに大木あり。と云へり。かゝれば古へに加都良と云しは。なほては此多夫の木にて。其中にすぐれたる〳〵。彼桂宮に在しが如き真

の桂の交れるをも。一つに呼しけるなるべし。右の如くなれば。楓と桂とは。近き類の木にては非ず甚異なるを。和名抄に同類の如く。牝牡を分て出せるは。元より同類にては非れども。名の同くて。混はしき故に。中昔のころ仮に牝牡と分ち云しけるなるべし。されど其は。殊に分て云ときの事にこそ有れ。常にはたゞ二つながら。加都良とのみぞ云けむ。故和名抄の外には。牝牡の名見えざる事なし。けて古事記などにの、はた楓の桂かをも云に。香木をも書き。字鏡にも橘。加豆良と見え。はさ古書中昔の書までに。人の門まへ庭などにも在しなり。はさ彼桂宮のなど我思ふに。桂の方なるべし。但し源氏物語花散里巻にはやゝなれる家のこだちなどよしばめるに云。大きなるかつらの木のおひ風に祭のころおぼし出

られて云く。是は楓と聞えざるに。香も有げにきこゆ。處
女ノ巻に。まつりのころは云く。前ノ斎院は。つれ〴〵となが
めさるに。おまへなるかつらの下風。なつかしきにつけ
ても。わかき人々は。思出ることゞもあるを云く。是も楓
と聞えざり。然るに古事記に。乎加都良に當て。楓ノ字を書
るなれ。かゞ加都良に用ひざる字を借けれみなり。古へは言ど
に同じなれど。其ノ文字には據らぬは常なり。楓は香木と云べき物に非ず。漢籍
には。香楓ともあれど。御国の乎加都良には香なきなり。
右に云るが如し。また古書に楓ノ字を書るは。楓香木と云
るは桂と。二ツとも見るべけれど。楓ノ字か
けるゝ處も。香木と云る處も。事のさ
ま全同物と聞えて。二ツとは非ず。
はた書紀に。杜木を書
るは。古へ杜ノ字を當たる由は。心得難けれど。字鏡に。杜ハ毛利。
又佐加木とあるを思ふに。此今云多夫の木は。殊にみ

おみおゑく。最よく榮ゆる木なれば。上ツ代に是をも榮樹
に用ひ。はた神社などにも。殊に多く有るなむ故に。やがて
毛利にも。此ノ字を用ひしなるべし。万葉十ノ巻に。志良加志
にも白杜樹とかける。
加志をも古は榮樹ノ用ひたり。此彼を合せて
思ふにも杜木と書るも。女加都良の方なりけり。○委曲は
師云都婆良加爾を訓字なれども。此は麻都夫佐爾と訓
べし。此ノ言。上の八千矛ノ
神の御歌に見ゆ。○杪は木末なり。○天神之詔命也。
は。師云。右は海使葦原中国由者。云々とある詔なり。此にて
此ノ国に降りての処なる故に。天照大御神。高
皇産霊ノ神を。天ツ神とは申せり。下も同じ。
神代紀一書に。
其ノ雉居杜樹之杪而鳴之曰。天稚彦何故。八年之間未有復
命ともいへり。○天佐具賣師云書紀に。天探女此云阿麻能

左愚謎とあり。今云。和名抄鬼魅ノ類にも。日本紀私記ニ云。天探女。和名阿万乃佐久女。俗ニ一云。阿万佐久女と見ゆ。師の引れたると異なるは。古写本に依れるなり。日本紀口訣に。天探女者従神讒女也を云ひ。纂疏に。天稚彦之侍婢也。とあれど然も有ぬべし。名ノ意ハ。或人は。探女ハ探ニ他ノ心ヲ多邪思也を云る。此ノ意なるべし。落窪物語に。なさくじりそ云ゝ。あこきと云さくじり云ゝ。などある。あこきは女ノ名なり。あこきを指て。さくじりと云るなり。源氏物語にも。さくじりおよすげとあり。此等のさくじりと云こと。佐具賣の名ノ義にかなへり。今ノ世の諺に。天之佐古を云は此ノ名なり。其も左右に人に悖ひて。心悪き者をなむ云へる。伊勢の飯野ノ郡に。佐久米てふ村あり。名におへる故は知らず。万葉三ノ十丁。久方乃天之探女之石船乃。泊師高津者浅爾家留香裳とあり。代匠記に。此を説て云く。津ノ国風土記ニ云。難波ノ高津ハ。天稚彦が天降りし時。属て下れる神。天ノ探女。磐舟に乗て此ニ至る。天ノ磐舟の泊る故に。高津と號くと云へり。右ノ歌れと風土記に依ときは。天より降れる神なり。然るを神代紀ノ一書には。国ツ神をありいかが。今思ふに。天を名にも負されども。なほ天より降れりとせむか。神名帳なる。摂津ノ国東生ノ郡。比賣許曽ノ神ノ社を。四時祭式。臨時祭式に。下照比賣ノ社とも写くる由あるに依て。此ノ神社を。天若日子の妻になれる。下照比賣と心得て。右の万葉ノ哥にも引合せ見るは非なり。かの比賣許曽ノ社は。別神にて。其由縁應神天皇ノ巻に見えたり。名は同じきを以テ思ひ混ること勿れ。○語言は伊比祁良久を訓べし。○甚悪也ハ。伊刀阿志加理と訓べし。師云阿志とは。不祥の意に云るなるべし。阿志を。阿志ゝといふは俗言

なり。それより取て。はさと二ッ意に聞ゆ。一ッには。詞の如く。ゑゞ鳴
音が不祥と云か。二ッには鳥なる故に。鳴音とは云れども。
實ハ言なとの趣を。天稚日子が爲に不祥ことを告るを云
なり。○可射殺ハ。射殺賜比泥と訓べし。○云進則。師云。云
は云々と言てにて。上に屬て進は勸むるにて。厲はしそ
それ此どの所なり。神武天皇紀に。皇師大擧將攻磯城彦。先遣
使者徵兄磯城。兄磯城不承命。更遣頭八咫烏召之。時烏到
其營而鳴之曰。天神子召汝。怡奘過。怡奘過。兄磯城忿之曰。
聞天壓神至而吾爲慨憤時。奈何烏鳥若此惡鳴耶。乃彎弓
射之。烏卽避去とある。此段に甚よく似たる事なり。○天

之波士弓。師云。上には天之加久弓とあり。其は用を云る
名。此は體を云る名にて。同弓なることも上に云が如し。體
を云ことは。波士は木名にて。梓弓槻弓などの類に。波士も
て造れる弓なり。其は常に櫨字をかけり。和名抄に。
染色具部に。黄櫨。文選注云。櫨今之黄櫨木也。和名波邇之
とある是なり。天皇の御衣の黄櫨染これなり。波邇志とも波士とも云
は。樺を加婆とも云ぞと同じ。まさに土師をも波士といへり。名義は。或人埴
の色なる木なる故に云と云り。此木は。今俗に波是と
いひ。山漆とも云て。實をば蠟燭に造る。葉はよく紅葉ぬ
る物にて。歌にも詠り。或人は。此木今も弓に造ると云き。

或云。木を切て見れバ。其こぐち。外は白くして。内の心黄なり。其黄なる心を。弓に造るなり。物を染るにも用ふ。山に生たるを。山はぜと云て。里に生たるをりも。性宜しきを云をいふと。ひて書紀に。梔弓と書れたれど。梔はくちなしにて。小木なれば弓に造るべきに非ず。又は和名抄の同染色部に。梔子を挙て。唐韻に云。梔子。木實也。可染黄色者也と有て。此も黄色を染る物なるから。此字を當たるなるべし。或說に。波士なる桑の類なりと云て。書紀に梔字を當られたるは。爾雅に桑辨有葚曰梔。とあるによれりと云は。いと物遠く當らぬ說なりけり。○天之波々矢師說に。書紀には天羽々矢と書れたれど。上には天之加久矢とあり。其は用を云る名。此は體を云る名にて。同矢なる事上に云が如し。波々矢は羽張矢にて。羽の廣く大なるを云なるべし。絹布の類の幅を省きて。波婆と云も。同じ例なるを思ひ合はすべし。私記に。以鳥羽波久矢

也。加重點者。言其羽之矢衆多也といひ。纂疏に。一雙之矢也と云るなどは。殊にをさなし。又古語拾遺に。大蛇を羽々や云。や云へることあるを引て解る說あり。いみじき強說なり。ひて口訣に。作二羽矢。於神社納二羽矢と云ひ。はた其後の說等に。三羽は中古よりの製にて。上代の矢は皆二羽なりと云。或は二羽と云は。鳥の全羽二つなれば。矢に作る處は四羽なり。今も上刺の鳴鏑に此を用ふ。これ古の製なり。今蝦夷の矢も然なりと云り。今按に右の說等に。上古の矢は皆二羽なりと云は。實に然るべし。但し上古の矢。凡て二羽ならば。此羽々は。いよゝ二羽の意に非じ。其故は後世の如くなべて三羽ならむにこそ。二羽矢をば。分て其由を以ても名

おくはれき。なはて二羽ならむすれ。何でか分て二羽の
由をもて名おれむ。然きぞ上古れ矢れ。二羽なりと云れ
然る説なでら。其意をめて羽々を解くは。却て後世れ三
羽によきる者れ也。其うあは二羽ならむを。羽々と重ね云むこといふぞ。若二羽の由ならで。
直は二羽矢とおそ云。然。二俣小舟。二鞘。まさ七枝刀と言七子鏡なぞ云名を思ふべし。古の例ゝれ然なり。
き為也。此説に依きて。舊事紀に。天羽々弓。天羽々矢をあ
係羽々弓もむげに造言とも云が為し。其れ出雲風土記
に。天羽々鷲とあるも羽張たる大鷲を云也と聞ゆ係に
思ひ合しきば弓れは廣く厚きれ。力強き故了。大弓を
波々弓と云れむも知るべからじ。然れど師れ。羽々弓と云るれ。羽々矢に效ひて云、

る造言なり。さ係弓の名あることれし。と云きさ也。猶よく考ふべし。○逆被射上而は。師云。
樹上に居物を。下よ也射る矢な係故よ。上牙射上ら係
な也。逆とは。上牙射上係とれれ。羽の方れ下になめて行
故よ云め。○見行者れ。美曾那波須禮婆と訓はし。此詞のことれ。
第十一段の傳よ。○血染者れ。知麻美禮多流波と訓べし。
註るを見べし。
染を麻美礼と訓るれ。延喜本の訓を採きり。今俗
言よ。血ブレなど云ことあり。同語なるべし。○示れ
岡部翁れ。美世を訓れ為るに從ふはし。○呪之曰は。師の
登許比氏能理多麻波久。と訓きさるよ從ふ為し。師云。此
事れ例れ。神代紀了。磐長姫大慙而詛之曰。天孫不斥妾而
御者。生兒永壽有。如磐石之常存。今既不然。唯弟獨見御故。

其生兒必如木華之移落。また海神云く。乃以授彥火々出見尊因教之曰。以鉤與汝兄時。則可詛言貧窮之本。飢饉之始困苦之根而後與之。神功卷に。向天而呪詛。雄略卷に。指井而詛曰。此水者百姓唯得飮焉。王者獨不能飮矣。武烈卷に眞鳥大臣恨事不濟。知身難免。計窮望絶。廣指塩詛。遂被殺戮。詛時唯忘角鹿海塩。不以爲詛。由是角鹿之鹽爲天皇所食。餘海之鹽爲天皇所忌。など見えたり。此類なほあり。古へに其術ありしなるべし。言の義は說請ヿ。但し吉ヿまと請事に云るも見ゆ。さて人を凶くせむと請ふのみ云り。能呂布と同じさまにて。伊勢物語にあまの逆手を拍てなむのろひをるなるぞあるも詛になる。又麻士那布は。吉凶に通はし云り。されど麻士とは凶にのみ云ひて。まじなふを善事にも云は。後の轉りや。あ

らむ。さて詛字は。請神加殃謂之詛。また謂祝之使沮敗也など注せり。と有り。此說此如くなるべし。但し信友說に。トコヒは利請なり。トはス、ドス、ルドなどのドにて。神に某を云々令在給へとせちて利く請ふなるを云り。然も有らむか。猶記傳十三卷三十八丁の師說見合すべし。○或は母志を訓べし。○不誤は。多賀閉受と訓べし。○惡神は。阿良夫琉神と訓べし。前にもありき。○爲射は。師云。伊多理志と訓べし。右に血著其羽とあれば。此は惡神の身を射通したりし矢の來れるを。御思しける意なるべし。爲字は。多理志てふ辭に當て書るなり。かゝる書法も記中に例あり。○至則は。來都流那良婆と訓べし。○不中は。師云。岡部翁の阿多良邪禮と訓まれたるに從ふべし。麻賀禮とあるに對へまづ。阿多良自を訓はよろし。○邪心は。師云。伎多那伎心

を訓べし。此は天神の命に背奉りて賊害心を云也。御所
ゟ矢を射上たれどな也。まさに血著其矢羽とあるを。此ゟも係て見れば。有邪心をは。御使の
雉を射さるゝと御思て詔ふとはべし。當時葦原中国に他ゟ天神の御方をしろ。天若日子に敵ふべき神は無れ
どもなり。されども。只御所へ矢を射上さるに於て此事をのみ見るぞ安らかなる。○麻賀禮は。
師云まが萬の吉善を直と云に對ひて。万の凶惡を麻賀
を云。今云此事は。第二十四段の傳に委く註せるを見よ。故ゟ御禊段に禍とうけ
也。儲そは體言には。用言にしては。麻賀流と云。歌をいふ躰言
を。用言ゟ八宇多布と云ひ。綱を都那具。雲を久母流の如ぐひ。皆躰を用をの差別あり。物の形は柾
曲も。其中は一つなり。然れば麻賀禮と云は。凶くなれと云
なるをもて。意ハ去れはち死ねと詔ふなり。死るは即凶くなれなれまで。麻

賀流といふなり。ちて然して死むは。災害れまでかの禍字を書
係とぞく合也。次に引る祝詞に。高津鳥殃とあるをも念合はべし。○矢穴は。師云。
下国に也。天上ゟ射徹と係孔なり。古傳の趣をえ去らば。頑なる漢意に瀰れて。
なまちゝなき人は。此矢穴を疑ひて。下国と天上とみれら隔
ふ板などの如死物あ係ゲ如く聞えて。陋しとや思ふら
む。上は御誓段に。堅庭者於向股踏那豆美といひ。又天之
眞名井もあり。まさに畔離溝埋なども。皆天上のことなれ
む。矢の通也來たる穴も無くは有べからば。若此穴を陋れ
しとせむ。かれ堅庭も眞名井も畔も溝もみな陋しのら
ばや。さきバ延佳が當作天空と云る。天空こそ。それゝく〱
な陋しくおちなれは。さ師も。此穴をいうぞや思は
きゝむ。強て矢之美知と訓き。道なるらむよ。何でか穴
とは書むさむかり古の意をよく見明らめて。万世まで
の師と仰ぐべき人なら。なかなかく
ば。古を知るはいと難きにざるになむ○衝返ハ都伎加閉
志と訓べし。ちて上件の如く詔ひて。如此爲さまふは。呪

ひ給へるなり。○胡床。師云。和名抄に。胡床、風俗通に云。靈帝好胡服。京皆作胡床。此間名阿久良と有り。書紀にもかく訓り。古事記には。此にのみ胡床とありて。末には處々あれば。みな吳床と書り。同物なり。漢国にて胡床と名けしは。胡国の制にならへる故なる。御国にて此等の字を書ハ。其制をうつせる故には非ず。多く漢国にて胡床と云物の状りや、似たるを以て。其字を假れるのみにこそあれ。其制はもとより御国のなり。故師は此らの字を用ひしなるべし。直に高座などゝこそ書法なれと云れし。信にさることなり。胡床を吳床とかき。雄胡桃をまた吳桃とも書る由は。第九十七段に云り。畧天皇卷に。立大御吳床とあれば。いと高き床と見ゆ。凡て何にても立とは。其形状の高き物ならでは云ぬことなり。阿具良てふ名意は。揚座ならむ。と師の云れしも有れど。或説に。編座の意とせるは由なし。けて今俗に平座ることを。阿具良加久と云ことのあるは。胡床に坐ときの坐ざまなるを云りや。其は後方に倚かゝる物ありて。後世の椅子なれど。蜀の状したる物にや。とも思はるれど。上に寢たるをも有れば。此なるにや。廣き床をも聞えたり。○左右近衞府式に。凡胡床三百基。緒料緋絲。基別八兩。塗料。漆基別一合。隨損申官請へとあり。○高胸坂は。師云。仰に臥たる胸のさまなれ。坂如て高きを云名なり。然るを如此あるにならひて。胸とある殊。何処も〳〵。多加牟那佐加を訓は非なり。仰に臥たる処にこそさは云へれ。凡て胸の古名には非ず。はた書紀に。タカムナサキとも訓るは。古事記に依て。タカムナサカと訓る本を見て。また心前を云なども有を思ひて。能も考へず。妄にさかしらに改めざる誤なり。書紀には。高胸と書て。此云多歌武娜娑歌とあり。遷却祟神祝詞に。又遣志天若彦毛返言不申氏。高津鳥殃爾

依氏立處爾身亡支とあるは。御使の雉を射殺しに依て。此殃に遭るを云ふ。高津鳥の事の殃と云意なり。天より降れる鳥なる故に。高津鳥とは云れるべし。◯新嘗は。邇比那閉を訓べし。其由既に第四十二段の傳に注へりき。此事を。僣朝家と云るは誤なり。さて新嘗のをりは。既に云たる如く。甚じく齋ひ愼むこと古の道なるを。天稚日子は忌憚なくして。仰に胡床に臥せれば。其高胸坂に。返矢を受られしは。天照大御神の詔命に違たれば冥罰に依て果して高皇産靈神の詛言に率りたるにぞ有ける。穴畏。◯返矢は舊く加倍志夜と訓るに從ふべし。世人所謂とあれば。古事記日本紀を御撰ありし頃にも。よく人の

畏と云る事と聞えたり。口訣に軍陣箭入時敵射返其矢則矢利矣と云るをも思ひ合すべし。また或説に弓道に百千里外の邪神梟敵を射殺す術あり。尋常人の所為なれども。誠心至るときは其験いと著きを。況て天神の御所為なれば。神異なる験の有しことも何ぞも疑はむと云るも然る言と聞ゆ。

故其天稚日子之妻。下照比賣之哭聲。與風響而到天矣。於是在天天稚日子之父。天津國玉

神及其妻子等聞其哭聲而知天稚日子之死而遣疾風神舉尸而致天。便造喪屋而殯之。卽河鴈爲伎佐理持。鷺爲箒持。雀爲碓女。鷦鷯爲哭女。鵄爲尸者。

鵄爲綿造。翠鳥爲御食人。烏爲宍者。凡以衆鳥任事。如此行定而。日八日夜八夜爲哭遊矣。

與風を師ニ云加是能牟多と訓べし。万葉ニ浪之共彼縁此依。まゝ風之共靡如久。十ゝ峯上爾零置雪師風之共此間散良思。十二ゝ風之共雲之行如。十五ふ可是能牟多與世久流奈美爾などの餘もおほし。○響ハ聲の餘れ長引を

めはと聲の遠所へ引行をも云ふ。○到天此到ハ。師云伎許由とも訓ざれど、然ても伊多留と訓べし。藥師寺佛足石讃歌に美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利云々。万葉十に呼音之不至者疑なども有り。○在天ハ其妻子と云までに係れり。○聞其哭聲而ハ。師云凡て人の死りぬるを哀みて哭ふは其人の此世に在しねぞ此事なぞをも言おゞけまと人麻呂が妻に後し時の歌に爲便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴とよめる如く其名をも呼ゆゑに今彼哭聲を聞て天若日子が死りしちと彼知るなり。纂疏に天国玉聞其哭聲謂天耳通又以父子同氣諸知其死也とあれども、凡て神代の故事を漢意よて覩るのら、かゝる詞痛き說て出來るぞりし。○疾風神。疾風ハ波夜知と訓ぞし。和名抄に暴風漢語抄云八夜知。又能和岐乃加世。ぞるり。天孫本紀に饒速日命の死れる處に高皇産靈神の命以て速飄神を遣して其屍を天上に致せるちと見ゆ。又速飄命ともあり。同神と聞えたり。和名抄に文選詩云迴飆、兼名苑云飆者暴風從下而上也。和名豆無之加世。とあり。飆の吹さは馬の廻毛に似たれぞ云ならむ。神名式に出雲国意宇郡に筑陽神社同社坐波夜都牟自和氣神社。風土記同郡に在神祇官と云る社此中に調屋社同社とある是なり。抄に餘戸里に在りといへり。嶋根郡に久良彌神社同社坐波夜都武自神社あり。風土記同郡に在神祇官とある社の中に久良弥社同社波夜都武自別社

とある是なり。抄に。久良弥社。同社在餘戸里本庄村。加波阿氣谷といへり。國史に。仁壽元年九月乙酉。出雲國速贍別命授從五位下とあるは。右二社の中に何ならむ。さて波夜知をまた波夜氐とも云。夫木集に。闕波白年沖の早手や強からし。生田の礒舟。とあり。○舉尸而致天云く。此天稚日子は。天より降りし神なれば。屍を舉て天上にて喪事を行はむと云るなり。古事記の傳といさゝく異なり。○喪屋。師云まづ喪てふ言は。麻賀事の切たるにて。麻賀を切れば。麻許登を切れば許にて。其麻許を切れば母となるなり。死と云る事のみにも非ず。何事にまれ凶事を云なり。然れど万葉五に。靈剋内限者平氣久安久母阿良牟遠事母無裳無母阿良牟遠。十五に。伊麻太邇母。毛奈久由可牟登また。多婢爾氐毛。母奈久波夜許登。六帖また伊勢物語に。我さへ裳なくなりぬべきかな。是等の母那久は。無恙と云意なり。死は。有が中にも凶事なる故に。其時の事を凡て母と云て。喪字を當とり。斯て喪屋は屍を斂置て。其事どもを行ふ處なり。古へ天皇の崩坐る時。葬奉るまでの間殯宮を申すに坐せ奉て。阿賀理し奉し例を思ふに。殯宮の事は。仲哀天皇巻に委く註すを見べし。上代には。凡人も喪屋を作りしなるべし。書紀纂疏には。即喪屋謂殯宮と註さまへり。○河鴈。師云。此名。此と書紀の海神宮段一書に。時有川鴈嬰羂云くとあるを。二を除て餘りは見えず。然るは多く鴈をかくめ云へるか。○口訣には然注せり。又は川烏などの如く。一種別にあるか。纂疏には。謂息鴈之類をあり。古は

鳬の一種に、加留と云ありて、古書どもに、加理之子と云り、其子なれば、此をも思ひまどひ、鴈をも弁へず、兩方をもおぼさじとて注されたるか。若然らば信られず。又は河に住鳥此類を、凡て河鴈と云し據ありて、其意にて如此注されたるか。其はさることなれど、此は種々の鳥どもを並挙げたる中の一つなれば、總名にては称はば、一つ此鳥名なり。川千鳥などは、只千鳥にて、濱千鳥・磯千鳥なども云て、河に在を云なれば、此の例と異れり。なほ熟尋ぬべし。○鷺ハ、和名抄に、崔禹錫食經云、鷺色純白、其聲似人呼者也。和名佐岐とあり。（本草和名に、鷺一名鶿、和名佐岐。字鏡にも鷺、佐義とあり。みな同じことなり。）○雀ハ、和名抄に、雀和名須々米とあり。雄略天皇大御歌に、爾波須受米とよませ給へり。（古事記に、雀字は、大雀命、雀部など佐邪伎に用ひられど、書紀に佐邪伎には鷦鷯と書然るにて、此は以雀為春女とあれば、なほ須受米なり。）本草和名にも、雀和名須々美とあり。（和名抄にも雀鷯、漢語抄云、須々美多加とあれば。古くは須々美とも云るなり。）○鷦鷯ハ、和名抄に、佐々木とあれど、美曾佐々伎とも云由は、既に註へり。（第七十九段の傳見べし。）○鴗は、下に翠鳥とあるも同鳥なり。（委くは第九十九段大国主神の御哥蘇迩杼理の処に註せるを見べし。）○鵄は、和名抄に、本草云、鵄（亦作鴟）一名鳶（和名度比）爾雅註云、鳶一名鵟、喜食鼠而大目者也。（漢語抄云、久曾止比。）とあり。（本草和名に、鵄頭、和名止比乃加之良と見え、字鏡に、鳶・蔦・鴟・鵄・鵄・鵰れどの字を、止比とあり。鳶鴟鳶などを左支とも有は誤なり。）○烏は、和名抄に、唐韻云、烏孝鳥也。爾雅云、純黒而反哺者謂之烏。兼名苑云、一名鵶。（字亦作雅。）和名加良須とあり。○伎佐理持師云、書紀に、持傾頭者とあるを、私記に、師説に、葬送之時戴死者食、片行之人也と云り。此説持傾頭の

字に拘らで如此註せるは、如何様にも據ありおと見ゆ。此に從ふべし。口訣に、助尸傾也と云、纂疏に、謂挙死人之頭首者也と云るなぞは、只字をのみ思ひての強言にて、云ふにも足らねど、また氣去時頭傾けてゆゑに、使佐理持と云を云るなども更に由なし。

書紀に、持傾頭者は、いかなる由りて書れしなるか。詳ならぬを、此字と私記説とを合せて熟思ふに、笥飯背垂持と云ものなるべし。祁比ハ使、勢多ハ佐と約まる。背垂とは、俗言に物を負を勢多良負と云ことなり。それ肩とりかけて、背に垂負と云意なり。背にまば私記に戴とあるは、正しく項上に置にはあらで、頭を前へ傾俯きて、項より背へかけて、飯笥を居て行なるべし。故書紀に傾頭とは書るか。若然らば持字は傾頭を持にには非ずて、持て傾頭なり。然らば持食傾頭者などゝあるべきに、食など云字なくて、只其持たる状をのみ書るは、いかゞならむ。此は若くは、食字なども有しが、後に脱たるか。さらばとも如此なる役は、他事にも例なきを、たゞ葬にのみ有て、頭を傾け俯て行ゆゑならし。死故に、其形状をもて名つけたらむ。其意を得て、字も形状をもて書るにや有む。るゝ事は右此如くにて、名意は頻傾背垂持にても有べきの。加夫志は使と約まる。にて右此如くして持行ものに、其飯の名を頻傾背垂と云を約て、使佐理如此見ると云ならはしなるらむ。其使佐理の飯を持意なり。なきは、書紀の傾頭は二字、即飯れことなり。にて私記に片行とあるは、中に向字など脱て、片向行などにや。然らざれば、片行と云こと心得ぬことし。彼此に此片行に傾頭字の意ぞ有りげに見ゆ。武烈天皇紀に、鮪臣

が戮されし處へ。影媛が逐行てよめる歌に。拖摩該儞。伊比佐倍母理。拖摩暮比儞。瀰逗佐倍母理。儺岐曾裒遲喩俱謀。柯㝵比謎阿婆例。於是影媛收埋云々とあるなど事のさまよく戴死者食行と云るに似たり。大嘗祭式に。齋場より大嘗宮へ。兩国の供物を渡に行列の中に。戴御膳案女八人とあり。是も葬事に非ざれども。事の状は似たり。にて河膓の頸のさまなり。此使佐理持の形状に類なるものある故に。此役を充たるなるべし。今予郷の風俗は。送葬に水持と云者あり。死者の乳母か何ぞ。親しき婦人。白物を服。頭をも白き布などして結て。水を盛器を以て。最先に立行あり。かの影媛哥に。玉琓に水さへ盛とあるによく當れり。されば此使佐理持も。諸国の葬の風を尋ねば。今も似たること必ありて。名ものこれる事も有ぬべし。○篦持ハ。波々使持なり。師云書紀に。持帚者と作り。古事記には掃字を用ふ。此字を帚に用ふる例は。字書に見えねども。波々使は羽掃の意にて。躰用の差のみならむ。御国には。古へ通はし用ひれむ。万葉十六にも。玉掃とかけり。此は葬の時。帚を持て行者を云なり。後世にも葬ならでも此事ハ有ことなり。口訣に。葬而掃帚屋人也と云るは称れば。若それならば。帚人などゝこそ云べけれ。帚持としも云るは。持て行。故の名なり。台記に。久寿二年十二月十七日傳聞。今夜亥刻高陽院入棺云々。即奉遷福勝院云々。出御之後。民部大夫重成以竹篦拂御所とあり。口訣の説は。かゝる事も有しを思ひてなるべし。にて此役を鷺に任したるは。毛冠の帚に似たればなり。○碓女は。師云宇須賣と訓べし。書紀には春女とあり。都使賣と訓れど。此も宇須賣と訓べし。今世にも。米を舂男を。碓之者と云称あり。にて女は。部の意ならむとも思ひけれど。なほ字の如くなるべし。女の稲舂こと。万葉十四の東歌などにも見

なり。さて此役は。まづ和名抄祭祀具に。粢餅。漢語鈔に云。粢之度岐。祭餅也。粿米。漢語抄に云。加之與禰。淨米也。糈米。離騷經注に云。糈。精米所以享神也。和名久万之禰とある。（糈字は糈の誤なり。）糈を俗に糈に作る。と字書にあれど。おほかた誤れるか。粢米は今いふ白餅。粿米。糈米は。今云洗米なり。然れば上代に殯にも此等の物を奠しその米を舂女なるべし。（若くは飯の米ならば。其米舂者とて。別に挙べきに非。右舂者）れ物は。米れ此酒へによりて奠れば。舂が其制なる故なり。其役者を挙ざるなり。但し予が郷近き里々にて。人死ぬれバ。庭に多く臼を立て。ことさらに米を多く舂ことぞあり。他国にもさることぞ有べし。おほかた上代の儀れのこれるにや有む。此を以て思ふに。奠の米れみにも非ざらむか。又口訣に。為粢哺尸と云るもこゝろし。さて雀に此役を任せるは。谷川氏説に。雀取躍而不歩。如舂也と云へる。

信にさも有べし。○哭女ハ。師に云那伎賣と訓べし。（仁賢天皇紀に。哭女此云儺俱謎とあれども。これは人名にて。此とは別なり。）さて此も谷川氏説に。嘗聞紀熊野若家有死人傭饒舌婆子令之哭告郷黨隨價高低有哭泣輕重云。（此事は已も聞り。隨價高低とは。一外哭。二外哭など云て定むとぞ。）一鸛鶴取其來于簷下善鳴也と云り。（今云古事記には。雉為哭女とあり。彼も甚高く鳴鳥なれば。哭女に合へり。）○尸者ハ。母能麻佐と訓來れり。（此と綴造とは。古事記になし。）師説に。尸者と云もれは甚疑はし。其故は。まづ漢国にて尸と云者は神象也と禮記にありて。先祖の祭祀に設くる者なれば。（男子を祭るには男。女を祭るには女を用ふ。さてそれは。孫為王父尸とありて。孫を尸にはかれるなれば。父は却りて。子を父をなして祭ることなり。）然れば此尸と云者は。彼国にても。

古の風俗にこそあれ。甚有まじき事なれバ。後世には絶
て無き事なりけり。況て御国にはかゝるわざ有べくも思はれ
ず。然れど書紀に尸者と書きたるが當らぬにや。口訣に尸者著死衣而謁弔と
云るは。死人の著衣を著て弔に來る人に見する人を聞
えて。漢の尸とは同じからぬを。漢籍の趣にはあらで。如此
註せるは。當時さる風俗の有しにや。然も有めれ。尸に
似たる所もあれバ。書紀に尸者と書れたるも。惡からぬ
にや。左右に疑はし。とあり○綿造ハ。私記に。謂下今以綿漬水沐浴
於死者之人耳をいへり。されど師は其ばかりの綿ハ。甚少
なれば。それ造者とて。別に充べく
もあらじ。故思ふに。屍のゆるがざらむ料に。棺内の空處
を。上代には綿して填めけむ。其綿は多くいることな
るゝ。

けむ。それ造者を云にや。されど是らは。いさて鵄を此役
と定めがたき事なりかし。を云れたり。
に任せるは。其觜するどくして綿を解に便あるを取れ
るか。○御食人は。師云殯の間死人に供る饌を執行ふ人
なり。殯に進奠事。書紀に。天武天皇の崩坐し段に見えたり。さて此役を。まと翠鳥に
任ずるは。谷川氏説に。能取魚故也と云り。此鳥のよく魚とることは。漢
の諸書にも見えて。尓雅集注に。鴗小鳥也。色青翠而食魚。
江東呼為水狗似雀小鳥青也。一名天狗。兼名苑云魚虎と。
釈紀にも
いへり。○宍人は。私記に庖丁之類也といへり。死人に
供る獸肉を料理行ふ人なるべし。師は上の御食人と同
一に云れたれど。然は
有まじく
所思也。宍人部と云部の有るにても知るべし。此は■天皇■
紀に
見ゆ。さて鳥を此役に任せるは。此鳥よく。死たる獸の肉

むらを食へずなり。○凡以衆鳥任事ハ。師說に。如何なる所以とも慥には知られねど。姑く。纂疏に。稚彦有雉禍。故以衆鳥任葬官。類之也。とあるに依て有なむか。今云。栗田土麻呂說に。神代に鳥の禍にて死たる者は。かく鳥どもに行はしめ。獸の禍にて死たる者は。獸に負せて行はしめし事の有けむも知りがたし。今世に病犬に喰れたる者死る時に。物食ふ状も。吠る声も何もさながら犬の状になりて。死ぬることを有ハ。奇しき事なるに就て思ふに。天稚彦が高津鳥の殃にかゝりて死たるは。雉に喰れたるに非ざれども。射たる雉の血の付なる矢に中りて死たれバ。雉に喰れたるも。同じかるべし。斯てもし死る時に。鳴声も何も。雉の如くになりて死たるは非ざるか。もし然ぞあらずや。がて雉のまゝ鳥どもに負せて。葬事を行はせしにも有べし。犬に喰れたる者の奇しき状なるに就て。試に云なりと云へり。此は纂疏の說を助べき說なれど。因に記し出づ。凡て神代の事ハ。尋常の意を以ては。測りがたき事ぞ多かる。抑天若日子は。前にも云る如く。いみじく罪深きさまに。殊に賤して。言傳へたりと見ゆきまぞ。此喪の布どにも。甚く疎みて。集ふ人も無りけむ。故せむ方なくて。鳥どもには事を負せたるなり。とも云べけれど。次に日八日夜八夜遊。とあるを思ふに。然のみ事欠たる喪のさまを云る語の勢には非ず。凡て古文を見るに。其とは云ハねど。凡て此語の勢にて。大旨の意ぞへは知るゝものぞ。口訣に。使衆鳥辱尸也と云ひ。卜部兼倶說に。上古野葬にして。鳥に食はるなりと云るなどは。かゝ言れ例のなるちがなき。後世意のまバ。論にも足らず。おるは信に然ことをもて。測りがたき事には有れど。佐藤信淵言に。鳥獸といふ中に。鳥の風に乗りて。虚空に翔るを思ふに。本より天に生て天に屬き。獸は地に生て地に屬る物と思へる。然れど此なる衆鳥どもは。天と国との御柱といふ。風神に從ひ降りて。天稚日子が屍を。天に致しけ

む故に。其衆鳥を喪事に任さるにや。凡て鳥は。風神に從ふ物と思はると云り。此言の面白く聞ゆるに就て熟思ふに。信に獸も盡く土に屬く物と聞えて。伊邪那岐伊邪那美命の。國生給へる後に聞ゆるを。衆鳥はいかにも。天に生て天に屬る物と見えたり。其はまだ天地初發の時に。伊邪那岐。伊邪那美命の。御合坐むとするに。其術を知看ざりしかば。鶺鴒飛來て。其首尾を搖せし是鳥の見えたる始なるが。此時しも。未國土も生給ざりしかば。天ゟならで何處ゟか來らむ。但し其飛來れることも。不意に似たれども。信には産靈神の産靈に因かむことも。其処に委曲に註るが如し。第六段の傳を見て知べし。然れば此を。天使者の始とや云べき。さて上に。雉名鳴女を御使に降し賜ひ。今また喪事に衆鳥を任し。まさ神武天皇の御世に。建角見命の。八咫烏と化て降れるも。天神の御使なり。また是に依て思へば。同天皇の御弓に止れる。金色の鵄も。天より降れる御使なること。云も更なり。然れば此二事も。鳥の天使者なる證となるべし。上に。八千矛神の御歌に。伊斯多布夜阿麻波勢豆加比とあるは。師説の如く。伊曽伎飛や天馳使にて。使を虚空飛鳥に譬給へりと聞え。第九十八段の允恭天皇巻に。傳見るべし。輕太子の御歌に。阿麻登夫登理母都加比曾。天飛鳥も使ぞかり。と詠まし。万葉十一に。妹に戀ひ。寐ざる朝明に をし鳥の。是ゆ飛渡る妹が使か。十五に。天飛や鴈を使に得てしか。奈良の都に言告やらむ。など詠るも思ふに。

上代に衆鳥を天使といふ諺の有しを炳し。なほ允恭天皇ノ巻、輕太子ノ御哥の処ニ註を見るべし。さて是に因て猶思ふに。鳥は凡て風神に從ふ物と思はるゝと云説も實然ことに聞ゆ。そは巨細に言ざらむも。衆鳥の有狀を熟視さらむニは。誰も自らに思ひ得つべし。○行定而ハ。師云。於許那比定米氏と訓べし。於許那布とは。事を擬ひ掟るを云て。中昔までも此例多し。延佳本に。行を於伎氏と訓るも。意は合へり。凡て於許那布てふ言。後世には。甚く重く用へども。古へハ輕くも多く用へり。允恭天皇紀ル歌に。區茂能於虚奈比とよみ。古今集には。くものふるまひとて入る。土佐日記に。米魚などこへば。をこなひつ。一本ニハ贈つとあり。

落窪物語ニ。いはとちて。此は雑色所ぞなど定めてぞせよ。かくせよつぞ行ひて直さば。など見ゆ。なほ此餘に。枕冊子に格子を上ることを。御格子於許那布と見え。源氏須磨ノ巻に。近き所々の御庄のつかさ免して。さるべき事どもなど。良清朝臣したしき家司にて。仰せおこなふも何それなりなどあり。○日八日夜八夜。師云。八日は。八夜に對ひなきぞ。耶比と訓べきが如くなきぞも。猶耶加と訓べし。倭建命ノ段ノ歌に。迦賀那倍氏用邇波許々能用比邇波登袁加袁。これ夜に對へても。日は伊久加と云證なり。さて八日は。古今集などニ。耶宇加と見え。常にも然いへど。そは音便にて。耶を延へたるものにて。古言の正しき例には非ず。さて此二日三日八日十日などの加は。日數を云言にて。彼御歌の迦賀那倍氏も。日々並而にて。日

數を竝べ計ふるを云なり。屈竝考へなど云説もみな非なり。加とは。氣を通し云へる言にて。氣は。經日數の長きを。古事記また万葉の歌に。多く氣長と云ひ。また毎日を。朝爾食爾を多くよめるも氣是なり。食は借字なり。而てそれ朝爾食爾を或は朝爾日爾ともよめるを以て。氣は日數なることと我思ひ定めたり。かくて氣は。來經の切まりたるなり。來經を云ことは。倭建命段の歌に見えたり。其は彼處に委く云べし。景行天皇巻卅年十月此処に傳見べし。而まで二日三日など云は。二來經三來經と云ことなり。師説に。此加を數の畧なり。と言れし説はよろし。さて二日より以上は。みな伊久加と云を。一日のみは。比止加とも云ぬは。いかなる故にか。未思得ず。凡てかゝる言は。神代のまゝの古言なるまで。必所由ありなむ物ぞ。また二日七日は。布多加。那ゝ加と云べきを。多を都。那を奴と轉し云は。たゞ何となく。通音にいひなまりたるものなるべし。而て日數を計へて。幾日をも云ことは。夜も其中にこめれるを。此の如く。八日八夜などゝ分て云なる古語の文なり。此は八日の間。夜も晝もを云意ならむと。思ふ人も有ぬべけれど。左に引く鎭火祭詞なるは。其意なき例を思ふべし。鎭火祭祝詞にも夜七夜晝七日。下の夜字。今本には日と作れども誤なり。元ゝ集に引るに。夜と有を用ふべし。山城風土記にも。神集く而七日七夜樂遊をあり。而て此の八も。例の弥の意にて。幾日もと云意なり。また正しく八日八夜にも有べし。○哭遊矣ハ。斯奴備阿曾備伎と訓べし。師云。遊とは。管絃歌舞たぐひを云て。樂字に當れり。石屋戸段にも云ひ。また仲哀天皇巻に委く云ふ。而て上代には殯時も。むねと樂せしこと。此餘も

古書にはあまた見ゆ。委くは允恭天皇ノ巻、天皇崩ちて喪に坐し処に註せるを見るべし。如此く樂せしは、何の所以ぞと云ふに、まづ人の死たるは、彼天照大御神の天石屋に隱坐て、世の闇夜になりまりしに類たる故に、其時の故事をまねびて、歌樂て其人を復此世に還し給はむを招禱る意もて起まして、然るを書紀に。哭悲歌へる事のみ云て、樂のことを記さまざるは、御国の古禮を忘れて、純に漢ざまに書成される物にて、悲歌とのみにては、古意に背る癖物をや。樂は死人を再還まと云意にて、おもしろき態をするなれバ、あぐ悲哥のみには非ず、思ひ混ふること勿れ。喪に樂せむこと、有べくも非じと思ふは漢意なり。其にるも本悲みのあまりなれど、何事かあらむ。凡て古への事を、漢国に例なきをば疑ひて、左右に言まげて、強て漢にかなはむとするは、学者のくせなり、後漢書といふ漢籍にさへ、皇国の事を記せるに、其死停喪十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就歌舞為楽、といへるものをや。

是時味鉏高彦根神。昇天而。弔天稚日子之喪之時。天稚日子之父母親屬。其妻子等。云我子者不死而在矣。我君者不死而

坐矣而。攀牽手足而。且喜且慟
矣。其過出由者。此二柱神㞢。容
姿甚能相似。故是以過㞢也。於
是阿遲志貴高日子根神。大怒
而。我者愛㞢朋友㞢故。弔來耳。

何哉。以吾比穢死人云而。拔御
佩㞢十掬劔而。切伏其喪屋。以
足蹶離遣矣。此卽落而成山。今
在美濃國藍見河㞢河上。喪山
云山是也。其御刀㞢名。謂大葉

刈。亦名謂ニ神度劒ー。世人惡以ニ生者ー誤ニ死者事ー。比其縁也。

味鉏高彦根神ハ。天稚日子が妻下照比賣の御兄にて。事代主神に坐こと上に註せり。第百三段なる傳見るべし。○弔は登夫良比と訓べし。問と同言なり。訓聘諮等の字を。登布とも訓るを以て辨ふべし。但し登夫を延て登夫良比とも云は。押を淤曾夫良比と云ひ。引を比許豆良比など云ふに同じ。第九十八段の傳に云るを見べし。○父母親屬は。父母宇加良夜加良と訓べし。但し此は書紀の正書に採て記せるが。本に親屬の二字に。チハ、ハ、ウカラヤカラと訓付たるは。父母ノ字を脱せるかと疑はるれバ。今補ひて記せるなり。神代紀に。族字宇我邏と訓み。顯宗天皇紀に。屬はと親族安開天皇紀に。同族なども有り。師云宇賀良ハ生族か。夜賀良ハ家族の意か。なほよく考ふべし。と有り。然もあらむ。猶記傳・安康天皇巻見るべし。○我子者云々ハ。父母の言なり。○我君者云々ハ。妻子等が言なり。師云書紀に此君を。シナキと訓を付さるは。古へさる称も有ならめど。慥れる拠も見えず。例も無れバ從がたし。仁徳天皇段哥に。阿賀勢能岐美をと絶り。シナキは勢那君の轉れるにや。さて此妻子どもは天若日子いまだ葦原中国に降らざりし以前の妻子ぞ有なり。○坐矣上ては父の言なる故に。在れむと云ひ。此は妻子等が言なる故

に坐といへり。○攀牽手足而攀牽ハ古本に都加美加ゝ理と訓るに従ふべし。これ信友が挍たる古写本の訓なり。万葉四に戀は今はあらじと吾は念ひしを何處の戀ぞ附見撃有。又十六に家に有し櫃に鏁刺し藏めてし戀の奴の束見懸而。など有て古言なり。また四に衣手に取とゞこほり哭兒にも云々。はた二十にから衣すそに取おきなく子らを云々など有も此の状によく似たる哥なり。○且喜且慟矣ハ。師の用呂許備母志麻刀比母志使と訓れたるに従ふべし。○過ハ。高日子根神を誤りて天若日子ぞと思へるを云ふ。○容姿ハ記傳に加本と訓て。加本をハ先ハ面の形様を云名にて。總ての身體の形様までを兼たり。書紀に容姿・形容・貌容などの字を皆然訓るにて心得べし。今世にハ只に面を指て加本といへるを。も其は違へり。此の二柱神の相似たるも。只面の形のみならず。総ての身躰の形様までを云なるぞ。今世人の心にハ此容姿をも。加本加多知と訓でハ言足ぬげに思ふめれど。然にあらず。を有れを。猶あくは加本とのみ云てハ言足ねぞ。書紀正書に此神容貌正類天稚彦を似る容貌を古本に加本加多知と訓るに従ひて訓べし。此も信友が挍たる古写本なり。今本にハ。此容貌。また一書の。此神形貌自與天稚彦恰然相似とある形貌をも。カタチとのみ訓るハ言足らず。凡て書紀に面貌・顔容・顔貌などハ固にて。容姿・形容・形姿・貌容など有るをも。師はこれ加本をのみ訓べき由言れおきぞ。加本とも。加多知とも。加本加多知とも有り。訓では。処によりて稱ハぬこととも有り。○過之也ハ阿夜麻氏流那理祁理を訓べし。本にハ過也と有を。師のかく訓て。凡て上ノ語る事を如此さまにことごる語ハ那理祁理と

結（るぞ雅文の定りなる、と言れしに依きり、）そもそもかく過てる故に。上件の如く。哭遊べる事に。天稚彦の靈の歸りねかしと。物せる事なりしかば。今や來ると待ちゝ有れむよ。ひをよく似たる神の來坐る故に。此は歸り來よと思ひて取付さるなり。○愛朋友之故は。宇流波志伎登母賀伎那禮許曾と訓べし。（古事記にハ愛友故とあり、書紀には朋友之道理云々と有を合せて文を成せり、）師説に。神功皇后紀に。善友をも有り。伊勢物語に。昔男いとうるはしき友ありけり。などあり。凡て友の交の睦しきをなし。宇流波志と云り。万葉十八に宇流波之美須禮とよめるも睦しく交るを云り。（俗に云ふ中の善なり、）と言れしに依れり。朋友を書紀に。登母賀伎と訓る。加伎の義は未思得ず。（或説に、共離の義にて、互に相扶る由なりと云へり、然も有むか、）那禮許曾は。那禮婆許曾の意なり。婆を省きて云ぞ古語の格なる。○弔來耳（記に、愛友故、弔來耳とあるを、師は耳字を許曾に當て、愛友那禮許曾弔比來都禮と訓べしと言れたれど、）上なる之故を。那禮許曾と訓み。耳を都禮に當て訓べく文を成せり。（師云、耳字を能美と訓ては漢文読なり、凡て古言は更にも云ず、中昔の雅文にまでも、語の終に能美と云ひこせることは有ことなし、許曾と云辞に、耳字の意あるなり、此事は、記傳首巻に委くいへり、また漢文には、凡て來弔など、と來を先に言を、御国には、昔も今も弔來と云如く、凡て來を下に言ぞ定りなる、此は文書む人の心得に云なり、）さて此二柱神の交遊は。天稚日子の此国に降て後よりの事と聞ゆ。下照比賣の母兄神に坐ぞ。そのりも甚親き

なり。神名式に。出雲国出雲郡に。阿遅須伎神社。天若日子神社と並び載れり。文徳天皇紀に。仁寿元年九月乙酉。殊ニ擢ニ出雲国阿遅須伎高彦根命ヲ授ク從五位下ヲとあるは。此社なるべし。○此穢死人ハ。師云伎多那伎志爾毘登爾那蘇布流と訓まし。死人は。垂仁天皇紀に。従死とある訓みな如く。決めて志爾毘登と訓べく。此も万葉十一に。久方の天光月も隠去ぬ。何に名副て妹を偲む。なぞく有に依て。那蘇布流とは訓おる。古今集序に云る那須良閑歌も。漢国にて此に當れり。此を師は。此穢死人と訓れたれど。比穢と云言も聯ざは漢めきたり。はた終の夜もよろし。凡て何誰幾なぞと云て。下を夜と終むる言と。雅文には無きことなり。漢文読より轉れる。近世の俗言なるを。師の文にも。常に此誤多きハいかにぞや。今世に此てなきはを辨知る人なし。古のをれ文をよく見て悟るべし。はちて書紀注どもに。阿遅須伎神也。此喪を弔ひ給へるを此義不義をかにこのくり論へるは。甚ものぢきなり漢国風のさだなり。○蹶離遣矣は。久恵波那知夜理伎と訓べし。久恵とは既に註り。第三十二段の傳見べし。離は放字なり意にて。何處にまれ往ゆくに棄やるを云。一に合さる物を。分離る意になれば。○此とは其蹶放遣さる喪屋を云。○落而ハ。天より葦原中国ニ落なり。○美濃国ハ。まさ三野とも書り。名義師説に眞野なるべしとあり。此国の事ハ。開化天皇巻に委く云べし。○藍見河詳ならず。口訣に。厚見郡也と云るは。其頃までは。慥に此名の川ありしにや。和名抄に不破郡に藍川と云郷あり。

○河上。此も上の肥河上の例に依て。加波加美と訓べし。加波良と云。加波乃倍とも訓字なれども。山の在所を川以て云むに。其山ハ其川の辺に在ゆゑ。川大にて。山いと小さからむこそ。さも云べけれ。川もいとしも大ならば。山も宜きなれどならむうは。さは云ばからば。今は藍見川め喪山も詳ならねば。まだハ水源と云むぞ。なべてのことをなるべき。○喪山も詳ならず。或説に。藍見川は。不破郡府中村の藍川是なり。喪山は。其藍川の上に。送葬山と云なる是なりと云り。猶よく国人に尋ぬべし。松下氏が。今の僧都山なり。喪音を訛れるなり。と云るハいづ。但が此送葬山と。僧都山と。音近くまで。一山りや。まさ万葉九に。母山に霞さな引云く。とあるハ八雲御抄に。美濃とあるに付て。此喪山りや有むと契冲云り。此哥ハ近江湖はて舟より見放てくかるなまだ。美濃ハ隣国なれど。かねく物遠く聞ゆ。まさ美濃国の或人云。武義郡大矢田村に。天王山と云なりまま喪山なりと云り。また飛彈国に。荒城郡荒城郷荒城神社もあり。上代には同国なりしが。後に隣国うハなれる類多ゝきバ。是らにも心を付べし。まさ信濃の岐蘇はなさりも。古は美濃国なりしかば。彼辺まても尋ぬべし。○大葉刈は。古事記には大量と書り共に大波加理と。波も加も清て讀べし。記傳に。書紀ア。刈此云我里と有まで。彼は我を濁ぶれまど。此記にハ量字を借て書きバ。加と清て読べしと有れぞ。書紀の清濁字はさしも拠とはるま足らぞ。にて名義は。大刃刈なるべし。なお上の都牟刈之大刀の處を考合すべし。第七十段の傳見べし。○神度劔は。師云加茂翁説に。神は例の不免て云言。度は利なりと云れし。ちも有なむ。然らバ度の下に。之を添て読ハこゝろし。ちて出雲国に神門郡と云あり。此劔此地より出る故に名く。と云説はころし。彼国の風土記を考るに。神門郡には此神の由縁有れども。其は返て郡名は此劔より出起るも知がたし。風土記の郡名説は別なり。済さ越中国

新川郡ふ神度神社。今云和名抄よ同郡よ布留郷ゐり。由有げ糸巳。但馬国氣多郡よ神門神社ゐり。〇世人惡以生者誤死者事此其縁也。谷川氏ぐ好生惡死人情之常。而以貌之肖誤之者。世或有之。故爲其縁也と云ゐが如し。

此味鉏高彥根神。容儀華艷而。映于二丘二谷之間矣。其赫然而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思顯其御名而。歌曰。阿米那流夜。淤登多那婆多能。宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流邇。阿那陀麻波夜。美多邇布多和多良須。阿治志貴多迦比

古泥能迦微曾也。此歌者夷振也。一傳云。又歌曰。阿麻佐加流。比那都賣能。伊和多羅須勢杼。伊志加波加多布知。加多布知邇。阿彌波理和多斯。米呂余斯邇。余斯余理許禰。伊斯加波加多布知。此兩首者。今號夷曲也。

華艶ハ本に宇流波志久と訓るに従ふべし。さて華字常本に花と作るゝ誤あり。今ハ師の校らきさる一本によれり。◯二丘二谷ハ。上に谿八谷峡八尾と云係と同例にて。丘二尾谷二谿をいふ。◯映矣ハ。氐理和多羅志伎と訓べし。歌に美多邇布多和多良須。とよめる係即是な已。恋を弔ひて天に昇給ふも。今忿て飛去給ふも。共に御魂の進める時ならむ。如此光映たるなれ已。凡て貴き神たちの御魂の進み給ふ時に。御體の光給ふことハ。既に委く論へ已き。第二十九段の傳見るべし。◯赫然ハ。於母本傳理氐と訓べし。本に赫然作色。慍色などは皆ちゝ訓り。面火照の意にて。怒れる顔色を云ふと既にも註へり。第四十段作色の処。さて此を

古事記には、忿而とあるに付て。師云。上に既に大怒とあるを、また更にかく云れは。終に心解ず。怒まるまゝにて還坐し由にて。悉につどへる神等に。辭言をもせず。名告をも爲賜ざりし意を。此言に含めて。次に思顯其御名と云處に應かせざる物なり。凡て古事記の文は、大抵古傳のまゝなる故に、かゝる處に味ひ有り、心を付べし。さて還るとも罷とめいはで。飛去とも云る是も忿て速に去賜ふとしれぬ。但し飛は、宗に鳥の如く空を翔行なり。多に速に行ことを飛と云ふは非ず。落窪物語に、飛やうにして出さまひ◯ぬを云ひ。常にも速行を。飛で行くと云るは異なり。伊呂妹は。師云伊呂毛と訓べし。同母妹を云れぬ。まづ凡て古に兄弟を稱呼に。男弟女弟に對へて男兄を勢と云ひ。

阿爾とも云ふ。此は常の如し。また女兄に對へて。男弟をも勢と云り。須佐之男命これみづから。天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し。中昔までも然云り。女兄に對へて。男弟を於登と云ことは無りき。此は後世と異なり。さて女弟に對へて。女兄を阿泥といひ。また男弟これみづから女兄を指すも。阿泥と云り。但し男弟の。女兄を阿泥と云は。みづから呼ときのことなり。傍よりは。男弟に對へては。女兄をも伊毛と云り。中昔までも然り。此は後世と異なり。さて男兄に對へて。男弟を於登と云ひ。此は常の如し。女兄に對へて。男弟を於登と云ことはあかりき。また女兄に對へて。女弟をも於登と云り。中昔までも然りき。女兄に對へて。女弟を伊毛と云ることは無し。此は後世と異なり。さて男兄に對へて。女弟を伊毛と云ふ。此は常の如し。女兄に對へては。女弟を伊毛と云ることは無りき。また男弟に對へて。女兄をも伊毛

と云り。此は後世と異なり。斯てまゐ同母兄弟の間にても勢を伊呂勢。阿泥を伊呂泥。阿泥の阿を省きて泥と云なり。例は古事記黒田宮段に。伊呂泥をあげて。書紀には某姉と書れたり。さて泥と云は。もとは男女にわたれる称にて。男名にも負り。此事浮穴宮段に云り。然るを。阿泥の阿を省きて。同母姉とも伊呂泥と云なり。淤登を伊呂杼。淤登の淤を省きて。杼と云なり。濁るは。伊呂より連く音便なり。例は黒田宮段に。伊呂杼とあり。また記中に。伊呂弟とあり。とも常に云り。此等に準ふるに。同母兄に對ひて。女弟をば。伊呂毛と云はむことゝ決し。阿泥を伊呂泥。淤登を伊呂杼と云例にて。伊毛の伊を省きて。伊呂毛と云べし。故今然訓るなり。凡て古へに。兄弟姉妹を称呼る名ども。男と女とによりて。互に異なること。右の如くにして。後世の格とは異なること多し。委曲にわき弁へずは誤るべし。書紀の訓。和名抄などは。古へに合がたきこと混れり。よく〳〵わきためて取べきなり。さて凡て伊呂と云ふ言の義は。

浮穴宮段に云べし。安寧天皇巻見るべし。○高比賣命は。下照比賣の一名なり。前に見ゆ。第百段の傳見るべし。此比賣の。今かく天に坐るは。天稚日子の屍を天に致せると見ゆ。其に副て昇らせるなるべし。○思顯其御名而とは。此喪に會集る天稚日子の父母。また妻子親族は。天上の神等なれども。此阿遲志貴神をば見知ざるに。如此怒りて。終に名告をもせずて。飛去り給ひぬる故に。誰しの神とも被知ずて止なむあとの遺恨さに。御名を令知むとは思せるなり。伊呂妹の心には。誠にさも有ぬべき物ぞ。○阿米那流夜は。師云天在にて。夜は助辭なり。師も久老も。天若日子の喪を。古事記には。此国にての事と

し。書紀には。天上にての事とはあれど。天上にして。更に何
來れるやとハ云べきに非ねど。此ノ国にての事とせる傳
てや正からむ。其を言れたれど。天上ならむからに。天在哉
とはなどか言ざらむ。況て下照比賣ハ。下津国の神なる
が。今始めて昇りませるなれば。下津国にて。常に云なる　万葉
らへるはしに詠るとせむに。何でふことかも有む。
三に。天有佐々羅能小野之云々。七に。天有日賣菅原十一
に。天有一棚橋。十六に。天尓在哉神樂良之小野爾などと
何ぞ。〇淤登多那婆多能ハ。弟棚機之なり。如此さはに云
淤登は。人の李子を淤登子と云。其ノ淤登なり。少女の意に
なり。少女ハ袁登賣　註せるハ非
ねまれバ。音異なり。催馬樂の我門に。淤登牟須賣まさ葦
垣に。淤登與賣れどあるも是なり。抑李子ハ。父母に。殊に
愛まはし　物なる故に。そまをも轉りて必しも李子なら
ねども賞愛ましき意にて。なべて美女なるをも。淤登某
をぞ云れむ。此も然なり。ちまれ右の催馬樂なるも必し
も李女季男の婦ならじとも。然は云てむ。た。かの我門ノ哥に
く欲のらバ云々。何や紀の郡の大領のまなむじめ。我名を知ま
すたとむじめといす。と何まバ。宗に李ノ女にもあまし。自ら
かく名告れる意た。愛みくしおく。はし女子なる由なり。
然れど必しも。李女ならじとも云べし。はさ葦垣なるた。
其ノ哥の意さどが外ら然バ。定来てた云が多へまど。其ノ詞
に。をばろはし此ノ家のたをよ紀をあ已。をろけるハ。世
に名高く聞えさる意と聞由まむ。これ　棚機ハ機織女を
も人に。賞愛ましき意にても有なむ、
いふ。万葉の歌に。棚機津女とめ。棚機ともとぬめり。今云。棚機の委
きことた。第四十八段。天ノ棚機比
賣ノ命の処に。註せるを見るべし。さて此ノ弟棚機を先ッ出
せしなり。次に王の美麗を云む料なり。さしなり上代には凡

て玉を以て身に飾れる中にも。機織女は。殊に手にも足
にも。玉を飾りしかばなり。○今云此事ハ第百四十六段ニ
傳の処に委く註ふを見べし。
さて玉の美麗を云む料に。先其女は可愛き由に淤登と
云ひ。さて凡て人の物も天上なるは優れて美麗き故に。天在
やをも置るなり。今云。久老が日本紀哥解に。音棚機とせ
る説を。記傳の説を翻案せる説になむ。
なひご
とあり。○宇那賀世流は。師云契沖說に。所嬰なり。日本紀
に。以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々。万葉十六ノ。吾宇奈
雅流珠乃七條とよめりと云り。宇那牙流を延て。宇那賀
世流と云は。古言に常なり。○立るを多く世流。佩るを波加
世流。と云など同格なり。
偖それ書紀口訣に頸に嬰るを云をいふなり。宇那とは和名

抄に。項頸後也。和名宇奈之と云るは是なり。○万葉十三に。海
部處女等纓有
領巾文光蟹とある。纓有をも。ウナガセルと
訓べし。今本に。ヲツヒタル。と訓るは非なり。なれば頸に玉
懸しことは。上の御頸珠なる處に云り。第二十九段
の傳見べし。○多麻
能美須麻流ハ。玉之御統なり。御統なること上に出。第三十
二段の
傳見る
べし。○美須麻流邇。師云凡て歌ふ物は。同じことを再
返すめし。又かく聯て疊もれるハ。昔も今も同じことなれ
り。信に此歌なども。かく疊さはにてこそ。調ハ宜しけれ。書紀
には。第四句の終に。邇字添りて。此句の無きは。同言なる
故に。後に誤りて。美須麻流の四字を脱せるなり。或ハ古
哥のさまを知らぬ。後世心に。同言は重なきはを衍と見
て。さかしらに削りしにも有べし。濱成式と云物にも。他
麻能美須麻呂。美
須麻呂能とあり。
さて邇ハ。八坂瓊なとの瓊なり。書紀に

は廼をある。何にても宜しき中に。廼の方は今少し勝りて聞ゆ。○阿那陀麻波夜。師云、玉は穴を穿ちて。緒を通し物なれば。穴玉と云を契沖もいへる。信にさることなれり。阿那を。歎辞とする説は非なり。但し穴玉と云ことを。此他に例も見えねば。たゞ玉の光の美しきを云むに。其穴を言挙むことをぞ。何の由無く聞えて疑はし。故思ふに。阿加陀麻を誤れるには非じか。赤玉は。古哥にあまた見えて。豊玉毘賣命の御哥に。赤玉の光は。云々とあるなど。殊に此に叶へり。加と那と。字のやゝ似たる故に誤れるか。はた同韻なれば。本うたひ訛れるにも有なむ。されど書紀にも。阿奈とあれば。たとひ誤りにもあれ。古事記などよりも。以前の事なるべし。さて上に玉之といひ。瓊と云ては。はた此を玉と云へる。如此同じ事をさまぐくに長

長を聯ね云は。古言の美きなり。大祓詞に。荒潮の潮乃八百道の八潮道の。潮の八百會と云るなど思ひ合すべし。さて波夜は。光映にて。照曜くを云なり。延と夜とは通音なるから。波延と云べきを波夜とても。何とかや。たどやかならに聞ゆ来れど。かの速玉之男神。式に。熊野早玉神社なれど。波夜も。映玉の意なるを思へ。速早などはみな借字なり。玉に速早きを云ことは由なし。はたかの羽明玉の羽も映の意なり。はた万葉十七に。多麻波夜須と云言もある。是も玉映を云ことをぞ。由を延て夜須と云は。古言の格なり。令映の意にはあらじ。さて万葉に。此を武庫の枕詞とせるは。玉映むかしきと云つゞけなり。玉の光るは。美き物なれバ云へり。心に叶ひて愛く思ふを。古へむかしと云き。さて此句は。穴玉の如く。光映てをいふ意なり。譬る物を云て。如くと云言を添へて心得るは常の事なり。此波夜てふ言は。一

首は眼なり。是を悪く心得ては。凡て歌の意明かならず。よく味ふべし。今云に於此は。此波夜を契沖が。者哉の義とせる非なり。倭建命の。阿豆麻波夜と詔へる歎辞と。一義に思ひたるも非なる由を。委く辨られたるを。今は省きぬ。記傳に就て見べし。○美多邇は。三音一句なり。契沖云眞谷なり。万葉に眞草をみくさ。三熊野を眞熊野とも詠るは。麻と美と通音なる故なり。然れば美山も眞山の意になるべければ。美多邇も準へて知べし。○布多和多良須は。二亘良須なり。和多流を延たる。和多良須といへり。師云此二句は。阿遅志貴神の身の光りの。一谷を越て二谷まで照至るを云ふ。上に映于二丘二谷之間とある即是なり。谷は丘の間にある物なれば。谷二といへば。其中に二丘はこもる故に。即二丘二谷なり。さて此句にて語を絶て心得べし。此句までは。我も人も。皆目前見たる状を云るにて。次は。是ハ阿遅志貴神ぞと。言聞せ給ふ意なればなり。次句に引續けて見るときは。終の曾也てふ辭。此二句までに係る故に。其意明かならず。よく味ふべし。○阿治志貴。四言一句なり。○多迦比古泥能。六音一句なり。○迦微曾也。師云四音一句なり。書紀にハ能迦微曾也の五字なし。曾也ハ無ても同じ意なり。さて曾也てふ辭のなきに因て。能迦微てふ言もなきは。句の調にかくまり。其むも多加比古泥能加微と云ては。八音にまだ一句に也ま也。加微を分ちて二音にて一句に足ざればなり。濱成式には。阿遅須岐能可味とあり。是も一の傳にて。句の調に依りて。高彦根の五音を省けり。凡て哥の調ハ一句三音とぞ七音までに限れることよりて。上代の哥とてもいささかも漫りにせざりしことは。此にて知べし。然るを今世人の哥よむを見れば。心に任せて。一句を八音九音にもよ

みてそを中々に古躰ぞとして曾也ハ今世の心にハよ
思ふハいと漫なりかし。
く聞えて。疑もなれるまと。古語古歌にも未見にあらぬ辭
なれバ。且也字を假字に用ゐることを。古事記に例なし。故
歌ハ曾とのみ也哉云ふとも歌の意ハ同じ。さまむ也ハ多ゞ書
面の助字に置るばかりのと思ひるまど。哥の下に。然
助字を置る例ハさ無れバ。定め難くて。姑く曾也てふ辭とし
おく。
して一首此意をとおして云はゞ。天なる愛しき機
織女此頸に嬰ゐる美麗玉此如くに光り映て。二谷まで
照ゐる此神ハ阿治志貴神ぞと云ふなり。○此歌者夷振
也。此事ハ下に夷曲とあなる處に註ふべし。○又歌曰。此の
一傳に。此歌をも下照比賣の歌なるとせるハ誤なるこ

と師の委く辨へられざるを。下に注せるが如し。然まど説浅さむことの
遺憾くて挙おること。既に徴にいなりき。○阿麻佐加流ハ天離にて。夷に發
語なり。其ハ冠辭考に。万葉一に。天離夷者雖有。石走淡海
国乃三に。天離夷之長道従戀來者。十五に。安麻射可流比
奈乃奈我道乎云々。此冠辭に本多かり。古ハ都方をとり。鄙の国を望
めば。天と共に遠放て見ゆる由にて。冠せざるなり。佐加流とハ此をとり
避なり放れて遠きを云。古事記に。奥疎神。訓疎云奢加留と
見え。万葉十三に。夷離国治尓登。一云。天疎夷治尓等なる
集中に。里放。澳放。振離。見放などあるも。佐加流ハ同じ語
なり。○今云。岡部翁も師も。天佐加流の佐を。濁音と定ら
れたれど。是も清濁互にいへりき。
聞ゆれバ。予は然しめ拘はらバ。○比那都賣能ハ。鄙女
之なり。比那てふ語の義ハ。雄略天皇巻に註せるを見べし。○伊和多羅須勢杼ハ。

伊渡良須瀬門にて伊は冠せる語。久老ノ説に、此ノ伊は在の約まるにて、在あくし在かよはしなどの、在に同じといへり。猶考ふべし。渡を延て渡良須といへり。万葉九に。大橋之上從直獨伊渡爲兒者云々とあり。瀬門の門は水門河門などの門にて。万葉十六に。角嶋之迫門乃稚海藻者云々とある迫門に同じ。○伊志加波は。石川にて。石多き川をいふ。○加多布知は片淵なり。久老ノ説に。一方に石あれバ。一方は淵なる物なるを。かく言るなりと云へり。栗田ノ土麻呂カ説に、石多き川は、さならば片淵なるものぞ、と云るも此意なり。○加多布知邇ハ片淵になれり。上ノ句を疊ねて。其ノ淵にと云意なり。○阿彌波理和多斯は網張亘なり。○米呂余斯邇は。師ノ云。米は。網の目。呂ハ助辭。余斯邇ハ。寄になり。儲是まで八句は。余斯余理許彌を云むとて此序なれり。○余斯余理許彌は。師ノ云。寄依來とおり。万葉九に妻依來西尼。また十四に都麻余之許西彌。などあるを以て悟るべし。○伊斯加波句加多布知。此は上の詞を立返りて歌ふ古への例にて。歌の意に係はらぬ事なり。○此兩首とは本文なる歌と。此ノ歌と兩首をいふ。○夷曲とは。師ノ云。凡て歌を記して。此者某振也。また某歌也と云るなど。古事記に多し。その某振とあるは。此ノ夷振の外に。允恭天皇ノ卷に。宮人振。天田振あり。聖武天皇紀天平六年二月歌垣の中に。難波曲。倭部曲。

淺茅原曲廣瀨曲八裳刺曲など云名あり。古今集大歌所ノ歌に近江ぶり。水莖ぶり。四極山ぶりなり。次に某哥と云ことの說は。倭建命ノ段の片哥の処に。取出して註を見べし。偖かく某振某歌と云は皆後に。樂府にて呼る名なり。今号夷曲とある。今号ノ字を以ても。後れることを知べし。宇多麻比乃都加佐と云は。雅楽寮の訓。楽府と書る字は。神武天皇紀來目哥の下に。今楽府奏此歌者云々とも有によれり。但しトヨノアカリ。と訓るは。楽府にはさらば。彼をもウタマヒノツカサ。とこそ訓べけれ。さて雅楽寮。大歌所。楽所内教坊などの類。これ楽府と云べし。上ツ代にも。さる官所ありしなり。抑古事記書紀などに載れる歌は。何れも上代の多くの歌の中にも優れて美きかぎりなれば。多くは樂府にめ取れて。管絃にかけ。儛りめ合せて奏し歌どもなり。其中に某振と呼は。また振と

は。俗にいふ形狀進止の布理にて。人にふれ物にふれ。動く貌を云て。歌ひては。奏ふ音聲の長短巨細低昂などの貌なり。振ノ字は。先ハ借字なれども。万ツの物に。動き挙るを振といへば。哥の布理も云もてゆけば其意に落れば。布理てふ言には正字なり。曲と書れさるは。哥に付てはさることなれども。布理てふ言の意にはうとし。さて樂府に用る歌は。奏ふに種々の振ある故に。其振々に各名を付て。某振とは云なり。但し其ノ名は。其ノ振を以て負さる物には非ず。故夷振と云も。夷てふ名は。其ノ振にはよらず。宮人振と云も。宮人の名は。其振にはよらず。其歌の首の詞を取て。假に名けたる物なり。彼ノ宮人振天田振。田は借字なり。海と古今集に流れど皆然なり。考へ見るべし。然るを某振と云は。其ノ処の風俗哥曲なりと云說は。案を考へざる漫說なり。かれ古今集

ふ。四極山ぶりと云も有よて知ぬまで彼聖武天皇紀ふ。
べし。山よ風俗ゐるべきゟは。うさよ。
名れみ出と㳒難波曲其餘も。みふ推量でおゐし。今俗の
鄙哥ふも。其哥の詞を取て。某節と名くるもの多し。まさ
から書よ丞。其首れ言ぬ以て。篇名とし。哥曲れ名とせる
例多ゝきで。こは古へも今も。皇国も外国然るを今。此阿米
も。ゟのおゝら同じ心ぞ牙ゐりゝ丞。
那流夜れ歌了ハ。比那てふ言無きふ。夷振と名けしを如
何といふよ。書紀よ。阿米那流夜の歌を。阿麻佐加流比那
都賣能を云歌と。二首竝ばる。次歌れ比那てふ言を取れ
丞。初句ハ。枕詞ゐる故よ。次句を取きㇾゐらむ。さㇾを。阿米那流夜の歌も奏ふ
振の。彼と全同じき故了。樂府ふて。一おゝ部よ收めて。共了
夷振を呼しゐり其を此歌のみゐらばㇾ允恭天皇巻よも。

夷振之上歌。また夷振之片下と云ゐ丞。此等の歌よめ。比
那てふ言も無きふ。然呼ハ。これ右の定ゐ丞。神樂歌ふ。前
張と云は。前榛よ衣を染む云ゝ。を云ふ歌一曲れ名ゐる
を他の歌をぬかゐて。十六曲の總名ふゐして。大前張小
前張と呼字も思ひ合ゝゐし。大前張七首。小前張九首。此も其と全同
じ矣をや。前ふ丞云る如く。凡て某振と云も。みゐ其振ゝ
我分む料の。假れ名ゐきで振ゐふ同じ歌ゐらむふは。幾
首よても合せて。一ッ名を呼むこを。本ゝ丞。然るゐきわざ
ぬ丞。右れ前張も然れり。然るを或説よ。躰製備れるを。大
和哥と云ふ對へて。備らざ㳒ゝ
夷曲といふ。辺鄙の風情ゐりを云るハ。ゐゞ書紀をのみ
見て。夷曲字よれみ拘ハりて。古事記ゐどの他例ゝも考

ヿ妄まさ古意をもしらぬ例の後世心の妄説なるを世人もみな然心得居るはいかりぞや。にて一傳に比那都賣能と云歌をも此時の歌とせるは誤なり。彼歌は別に上代の戀歌にて此ヿハ更に由縁なし。然るを注解どもみな強て此に叶ヿむとてさまざまに云るは皆當らぬ説なり。彼歌を此に載るは。彼歌を樂府にて阿米那流夜の歌と竝べて共ヿ夷振なる故に。同時の作とせる傳も有しにや。されどそは誤にて古事記に彼哥ハ無きぞ正しき傳なりける。然れど天在やの歌を。夷振と云は夷津女の歌に引きと云名。比那都賣の歌の此に載れるは。天在やの歌に引れて。出きし物と心得るときは。万の疑ハ晴ぬべし。今云師のかばかり委き考を見ながら久老がなほ彼哥をも下照比賣の哥にせむとを解さるは甚じき強説なりける。凡て彼人の日本紀哥解は。吾師の解のまゝおても言を加ふばかりなり。説得られし哥詞をもなき手を出して。別に説をなさむと為さる状にていともあぢき無き説ぞ多かる。

○門人羽田野敬雄云ふ。此廿一の巻を板に彫成て吾が皇道を異邦までも傳ヿはなしと勤むハ。己が仕奉る。八幡大神の文庫の執事る。三河國渥美郡吉田驛に家居る。廣岩敬敏。佐野深寧と。設樂郡稲橋の里長。古橋暉皃とになも。

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan